

# 第77回中小企業団体全国大会

## 決議

全国中小企業団体中央会  
広島県中小企業団体中央会

本決議は、令和7年11月12日（水）、中小企業団体の代表の参加を得て、広島県広島市「広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）」において開催いたしました「第77回中小企業団体全国大会」で決定したものです。

# 第77回中小企業団体全国大会決議【重点事項】

約3万の中小企業組合等  
約219万の組合等所属中小企業者  
全国中小企業団体中央会

## 背景・目的

- 頻発する自然災害、国際情勢の不透明感、エネルギー・原材料価格の上昇、人件費増加等により引き続き厳しい経営環境にある中、十分な価格転嫁が進まず、物価上昇を上回る賃上げや設備投資の原資確保に苦しむ中でのコスト高、既往債務返済のための資金繰り、後継者不足等、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなど中小企業・小規模事業者の経営課題は山積している。
- 中小企業・小規模事業者が難局を乗り越え、地域経済を支え続けるためには、事業者やそれらが協同して経営資源を補完・補強し合う組合等に対する国等からの支援策が不可欠である。
- 物価高等で困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業と雇用が継続できる環境の整備や取引適正化への支援、事業者の実態に即したDXやGXの推進、新分野展開や生産性向上の支援等をこれまで以上に行い、持続的な成長と発展、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国約3万の組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現を国等に強く求める。

## I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

### 1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化

- (1) 物価高騰の抑制に向けた国主導の経済対策の推進、安定的・持続的な成長発展のための総合的な支援策の実施
- (2) 国主導による下請取引環境の改善や商慣習の適正化、価格交渉に係る環境整備の更なる拡充、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化
- (3) 施策の総動員による、業績の改善・向上を伴う賃上げ原資の確保に向けた環境整備、支援策の強化・拡充
- (4) サプライチェーンの強靭化、下請取引の適正化、下請法の遵守

### 2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化

- (1) 中小企業組合を活用した事業承継・引継ぎ支援体制の強化・拡充
- (2) スタートアップの対象として企業組合制度の活用・充実、スタートアップ支援策の強化

### 3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善

- (1) 組合の新規設立促進、連携組織の拡大への伴走支援を推進する中央会の事業費、特に人件費の十分な確保
- (2) 地域経済の要として人的結合の基盤を成す組合等連携組織の特性や潜在力を引き出す支援策の展開

### 4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

- (1) 度重なる災害により被害を受けた中小企業への設備等の復旧のための支援の継続、経営再建・事業継続のための支援事業等に万全の措置の実施
- (2) 組合等連携組織を活用したBCP・BCMIに対する支援強化、危機管理体制整備への支援措置拡充 BCP策定後の定期的な見直し、実行および有効活用のための継続的なフォローアップ体制の強化
- (3) 地域の実情に応じた社会インフラの整備・予算確保
- (4) 特定地域づくり事業協同組合制度の柔軟な制度設計や支援の拡充

## II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

### 1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方

- (1) 最低賃金は中央・地方最低賃金審議会での三要素のデータに基づいた合理的で納得感のある審議により決定
- (2) 地方最低賃金審議会での審議は隣接地域の事情等に配意せず、地域の実態や事業者の支払能力を踏まえて決定
- (3) 最低賃金の発効日は地方最低賃金審議会で審議し柔軟に決定

### 2. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行

- (1) 育成就労産業分野は現行の技能実習制度2号移行対象職種を網羅し、特定産業分野は生産性向上支援策等を講じてもなお人手不足感の強い分野・業務を設定
- (2) 技能評価には身体の動きを伴う実技試験の活用・特定技能1号評価試験のレベルの引き上げ
- (3) 国内監理支援機関と密接な関係を有する送出し機関の除外
- (4) 日本人の雇用を妨げない外国人の適正な受け入れ枠の設定
- (5) 地域協議会設置による所管庁へ上申できる仕組みの構築

### 3. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

- (1) 雇用保険財政運営の抜本的な見直し
- (2) 「年収の壁」に対する支援策の実施・制度の抜本的な見直し

### 4. 中小企業・小規模事業者的人材育成・確保・定着対策

- (1) 人材の確保・育成に伴う支援策の強化・拡充

## III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

### 1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 事業継続に資する金融支援策の継続・拡充・条件緩和、借入金の負担軽減、切れ目ない支援の継続、各種支援窓口の充実・強化、手続の簡素化
- (2) 経営力向上計画に認定された設備投資に係る利子補給制度の創設
- (3) 資本性後返ローンの取組み強化のための要件の見直し
- (4) 多重債務問題軽減のための利子負担の軽減や高度化資金の減免、商工中金・日本政策金融公庫等が借換等に応じやすくするための措置

### 2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 中小法人・組合の法人税率の軽減措置の恒久化、中小企業組合への措置拡充（企業組合、協業組合）
- (2) 事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長、特例措置の延長手続きの簡素化
- (3) インボイス制度について、導入に伴う経過措置の延長・恒久化、実態に応じた柔軟な運用、事業協同組合の共同事業に係る特例の創設
- (4) 少額減価償却資産の損金算入制度の恒久化と限度額の引上げ

### 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1) 「ものづくり補助金」の継続・拡充、要件の緩和、申請手続きの簡素化、フォローアップ支援事業における役割の見直しと予算の拡充
- (2) 「省力化投資補助事業」の要件拡充、対応の迅速化に向けた体制強化
- (3) サプライチェーンの強靭化、下請取引の適正化、下請法の遵守
- (4) 中小企業・小規模事業者の知的財産権の保護、侵害抑止の強化、価格基準のみならず業務遂行能力を十分に考慮した知財総合支援窓口等の選定

### 4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- (1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減の対策強化
- (2) 省エネ関連補助金の継続・拡充
- (3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援措置
- (4) 老朽化した特別高压送電設備の更新のための補助金の創設

### 5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

- (1) 商店街・商業者を軸に据えた包括的・中長期的な地域の商業支援策の実施
- (2) 設備投資の増進や各種手数料負担への支援策の強化拡充

### 6. サービス業支援の強化・拡充

- (1) 高速道路の利用促進、デジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実、総合的な物流対策の強化、労働環境の改善支援
- (2) 国内外の幅広い消費喚起策、誘客促進等支援、インバウンド需要獲得と供給力増進に向けた対応・対策

### 7. 官公需対策の強力な推進

- (1) 自然災害の復旧・復興への緊急随意契約・前倒し発注の実施など官公需適格組合等の積極的活用、災害協定等締結等の官公需適格組合等への平時における優先発注・イセンティブ付与
- (2) 物価に負けない賃上げ実現のための官公需における価格転嫁の推進、国及び地方公共団体等の発注機関への周知・指導の徹底
- (3) 予定価格清算の調査・額の決定方法の統一と適正な単価設定、コスト上昇分の確実な盛り込みを含む予定価格の見直し、受注後の契約金額の変更及び入札参加機会の確保のための迅速かつ柔軟な対応
- (4) 少額随意契約の正確な広報、原材料費・人件費等の上昇、消費税率引上げ等を勘案した適用限度額の継続的な見直し、実勢価格に応じたより一層の引上げ

## 第 77 回中小企業団体全国大会決議

我が国の中小企業・小規模事業者は、少子高齢化の進行、人口減少地域の増大などの社会経済の構造的な課題の影響を受ける中で、全国各地で頻発する自然災害、国際情勢の不透明感の強まりやエネルギー・原材料価格の上昇に加え、人件費増加にも直面する等、引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業・小規模事業者の経営は、十分な価格転嫁が進まず、物価上昇を上回る賃上げ要請や設備投資の原資確保に苦しんでいる一方、深刻化する人手不足で防衛的に賃金を引き上げざるを得ず、原材料価格の上昇による支払い増加、既往債務返済のための資金繰りに追われており、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなどの危機的状況が続いている。さらに、最低賃金の大幅な上昇とそれに伴う就労調整の激化や雇用保険、医療保険、厚生年金といった社会保険料を加えた公的負担の増加、後継者難による事業承継への懸念、DXやGX対応等の課題が山積している。

本年は、戦後 80 年の節目の年である。この間、中小企業・小規模事業者は幾多の困難に見舞われてきたが、そのたびに中小企業組合等連携組織に力を結集してこれを打破し、我が国経済、特に地域経済を支えてきた。これまでの困難な局面において、中小企業組合等が果たしてきた役割を改めて想起し、中小企業・小規模事業者の直面する数々の課題においては、中小企業組合の連携力で解決していくことが一層求められている。

さらに、中小企業組合やその構成員である中小企業・小規模事業者に伴走しながら、課題克服への助言、支援等を行っている中小企業団体中央会指導員の活動を質的・量的に強化する必要があり、これを支援するため、国及び地方自治体からの迅速かつ手厚い支援策が不可欠である。

このため、国等は、物価高等で困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業と雇用の継続ができる環境の整備や官公需を含めた価格転嫁・取引適正化への支援、中小企業・小規模事業者の実態に即した DX や GX の推進、新分野展開やものづくり補助金や省力化投資補助金等の生産性向上等の支援をこれまで以上に行うとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な発展と成長、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国の約 3 万の中小企業組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現を強く求める。

# 第77回中小企業団体全国大会決議項目

<b>I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充</b>	3
1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化	3
2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化	8
3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善	11
4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興	16
<b>II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進</b>	22
1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方	22
2. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進	25
3. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築	30
4. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策	33
<b>III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備</b>	39
1. 中小企業金融施策の拡充	39
2. 中小企業・組合税制の拡充	45
3. 中小製造業等の持続的発展の推進	52
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充	57
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充	60
6. サービス業支援の強化・拡充	63
7. 官公需対策の強力な推進	65

※ 下請法（下請代金支払遅延等防止法）等改正に伴う法律名及び用語の取り扱いについて  
改正法は令和7年5月16日に成立しましたが、施行日が令和8年1月1日であることに鑑み、  
今回の決議における主要な用語は、原則として現行法（旧名称）に従って表記しております。  
ただし、文脈上必要な場合は、改正法に基づく用語を用いている場合があります。  
(表記例：改正下請法（中小受託取引適正化法）)

現行法（旧名称）	改正法（新名称）
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請中小企業振興法	受託中小企業振興法

## I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

### 1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化

#### 重点要望事項

(1) 中小企業を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえ、人手不足や物価高騰、円安、海外情勢の影響に対応するため、エネルギー・原材料価格等の高騰抑制など物価高騰の抑制に向けた総合的な経済対策を国主導で推進し、中小企業・小規模事業者が安定的かつ持続的に成長・発展していくための設備導入支援・新製品開発支援等の総合的な支援策を講じること。

中小企業・小規模事業者は、現在、極めて厳しい経営環境に置かれており、円安や物価高騰による生産・投資コストの増加に加え、構造的な人手不足や最低賃金引上げによる賃上げ圧力が収益を圧迫しており、エネルギー価格や原材料価格の高止まりは自助努力の限界を超え、賃上げ分の価格転嫁も困難な状況に置かれている。

さらに、いわゆる「トランプ関税」と呼ばれる米国の追加関税措置や相互関税の引上げは、輸出の鈍化を招き、自動車産業をはじめとするサプライチェーン全体に深刻な影響を与えることとともに、企業の利益率低下や資金繰り悪化が懸念される。このように、世界経済の不確実性が高まる中、中小企業・小規模事業者は事業規模縮小や設備投資の減退、雇用の削減といった将来への不安を抱えている。

こうした状況を打破し、地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定的かつ持続的に成長・発展していくため、国は電気・ガス価格の激変緩和対策の恒常化などのコスト負担軽減措置や、物価高騰への強力な経済対策を含めた総合的な支援のほか、コスト削減のための設備導入、新製品の開発等の支援対策や優遇措置などの多面的な経済対策を強力に実施することが必要である。

加えて、米国関税措置の動向を注視し、既存政策の軌道修正も視野に入れた、柔軟かつ機動的な対策が不可欠である。

(2) コスト上昇に係る適正かつ円滑な価格転嫁を可能とするため、国主導により、下請取引環境の改善や商慣習の適正化を図るとともに、積極的な価格改定を可能とする価格交渉に係る環境整備の更なる拡充を図ること。併せて、2次下請・3次下請の事業者でも適正な利益を得られるよう、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化を図ること。

エネルギー・原材料等の価格高騰や労務費の上昇等は、中小企業・小規模事業者の経営に深刻な打撃を与えており、依然としてコスト上昇分を適切に価格転嫁することが難しい状況が続いている。また、発注者が価格転嫁に応じても裾野の取引まで十分に転嫁されていないとの声も聞かれている。

コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備に向けて、令和5年11月に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・活用の促進をはじめ、優越的地位の濫用に関する独占禁止法等の執行強化や転嫁拒否が疑われる事案に対する罰則の適用など、国主導での強力かつ実効性のある価格転嫁対策を講じる必要がある。そして、発注者、受注者との2者間で完結する

ことなく、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁を実現するための措置を講じる環境整備が重要である。

また、価格交渉力を強化し、対等な価格交渉を推進していくためには、原価計算スキルの向上が不可欠であることから、中小企業組合等が行う原価計算研修や原価モデル作成への補助制度の措置などの手立てを講じる必要がある。

**(3) 中小企業・小規模事業者が、業績の改善・向上を伴った持続的で構造的な賃上げが可能となるよう、①賃上げ促進税制の強化・拡充、②官公需取引をはじめとする労務費等の価格転嫁対策の強化・拡充、③生産性向上や省力化のための設備投資に対する助成制度の大幅な拡充、④働きたい人が働けるようにするための働き方改革の位置付けの再検討、⑤金融支援の拡充、⑥経営相談の充実など、あらゆる施策を総動員し、賃上げの原資が確保される環境整備、支援策の強化・拡充を図ること。**

令和7年春闇においては、大企業では満額回答が相次ぐなど、2年連続で賃上げ率が5%を超える結果となった。この流れを受けて賃上げを実施する中小企業・小規模事業者が増加している。

しかし、それは業績の改善・向上を伴わない賃上げであり、従業員の生活を支えるため、転職を防止してつなぎ止めるため、求職者へのアピールのためのやむを得ない理由による賃上げ、いわゆる「防衛的賃上げ」である。

中小企業・小規模事業者は国の継続的な賃上げ要請の意図やその必要性について十分理解しつつも、コロナ禍からの回復の遅れやエネルギー・原材料価格等の高騰を背景に、経営の維持に苦慮しており、企業努力だけでは賃上げ原資となる収益確保が難しい現実に直面している。

中小企業・小規模事業者が継続して賃上げを行うためには、業績の改善・向上をはじめ、人件費相当の費用の価格転嫁を進めやすい環境づくり、国内投資の拡大、所得を国内で循環させる構造転換による成長の下支えなど、関係省庁間の連携を密にして、あらゆる施策を総動員する必要がある。

**(4) サプライチェーンの強靭化及び優越的地位の濫用による不公正な取引を防止し、下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底する策を講じ、厳正かつ迅速な運用を図ること。**

- ① 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の運用強化及び違反行為に対する厳正かつ迅速な対処**
- ② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費の価格転嫁の推進・徹底**
- ③ パートナーシップ構築宣言の取組みの強化と遵守**

(※ 決議項目III-3-重点要望事項(3)にて同様の記載あり)

令和7年5月にこれまでの下請法が改正され、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が成立し、令和8年1月1日より施行される。未だ価格転嫁、生産性向上の過渡期にある中で、中小企業・小規模事業者の下請取引においては、価格据置きを含めた買いたきによって適正な価格形成が困難な状況がみられる。特に、「中小対中小」の取引においては、規模が小さい企業ほど適正な価格転嫁を実現できておらず、賃上げのための原資確保が極めて困難

な状況にある。改正下請法（中小受託取引適正化法）においては、特定運送委託が対象取引に追加され、改正下請振興法（受託中小企業振興法）においては、多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨が追加された。こうした法改正は取引ルールの明確化と強化を図るものとなっており、については、法改正を契機とし、法の厳正かつ迅速な運用を図り、親事業者への指導・監督を強化するとともに、サプライチェーン全体での取引適正化のための取引環境の整備などの取組みや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費や原材料費の価格転嫁の推進・徹底が必要である。

また、中小企業・小規模事業者がエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化などに直面している中、大企業と中小企業がともに成長できる持続可能な関係を構築するため、国が創設した、「パートナーシップ構築宣言」に取り組む企業が増えている。当宣言は、サプライチェーン全体での共存共栄及び適正な価格転嫁の推進を図り、大企業と中小企業の公正な取引関係の構築を目指すものであり、宣言企業は下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、適正な取引を行うことを約束するものとされている。サプライチェーン全体が一体となって価格転嫁を促進していくため、パートナーシップ構築宣言をした企業（特に大企業）においては、宣言を遵守し、下請の立場にある中小企業・小規模事業者の価格転嫁に向けた環境づくりへの配慮が必要であるとともに、実効性を高めるためにも各事業所管官庁のリソースを活用した連携による面的な抑止効果の発揮が求められる。

## 個別要望事項

### 1. 経営安定化の促進、経営体力の強化

(1) 価格転嫁を実現しやすい環境づくりに向け、中小企業等協同組合法に基づく団体協約制度の周知・普及を強化し、活用を促進するとともに、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化を図ること。

中小企業等協同組合法等に基づく団体協約締結事業を利用すれば独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して労務費等の転嫁に係る団体での価格交渉を行うことが可能となる。

価格転嫁交渉を円滑に進める有効な手段として「中小企業組合による団体協約の締結」に係る制度や仕組み、その好事例を周知するとともに、組合組織の有用性を広くPRすることが重要である。

また、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上させるため、公正取引委員会や中小企業庁をはじめ、経済産業省や事業所管官庁の積極的な働きかけにより、団体交渉の相手である大企業に対する団体交渉応諾義務に関する周知、専門家人材を含めた制度普及の充実とサポート体制の強化を図るとともに、所管行政庁によるあっせん・調停だけでなく、公正取引委員会による活用促進に係る後押し・サポート体制の構築などの運用改善が求められる。

(2) 海外情勢の不安定化に伴う国際的なリスク要因に基づく国内産業への影響を注視し、中小企業・小規模事業者の事業継続・雇用維持に万全を期すこと。

ロシアのウクライナ侵攻の長期化や米国の関税政策等、海外情勢の不安定化に伴う国際的なリスク要因に基づき、国内産業への影響が不安視されている。

いわゆる「トランプ関税」と呼ばれる米国の追加関税措置や相互関税の引上げは、輸出の鈍化を招き、自動車関連製品製造業をはじめとするサプライチェーン全体への深刻な影響が危惧される。これにより企業の利益率低下や資金繩り悪化が懸念され、国内産業の停滞につながりかねない事象である。

特に、中小企業・小規模事業者においては価格転嫁が難しく、関税コストの増加分を反映する余裕が限られており、急激に収益が悪化すると事業継続や雇用維持が困難となるリスクを含んでいる。さらに、原材料価格の高騰や円安の影響も受けており、厳しい経営環境に直面していることから、政府は関税措置により直接的及び間接的に影響を受けた中小企業・小規模事業者への資金繩り支援や販路開拓支援など、各地域の産業や雇用を守るための万全の対策を講じる必要がある。

- (3) 中小企業・小規模事業者の経営状況が回復・安定化するまでは、各種融資制度及び補助金や各種助成金等の措置を継続すること。併せて、補助金等の申請要件の設定に当たっては、過度の経営負担を生じさせないよう、申請の簡素化及びサポート体制の充実を図ること。

低物価・低賃金・低成長に象徴される長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、各種補助金や助成金等の支援策の継続、拡充・強化が必要である。また、併せて書類の簡素化や手続きの迅速化の実現とともに、デジタル弱者のための申請方法の追加やサポート体制の充実などの支援強化も必要である。

## 2. 急激な価格等の高騰による経営コスト増対策の強化、事業環境の整備

- (1) 物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経営対策を着実に継続して実行していくための「地方創生臨時交付金」の大幅な増額と長期的な予算措置を講じること。

地方創生臨時交付金は、令和2年度以降計18兆3,260億円の予算計上が行われ、新型コロナウイルス感染症や物価高の対策として自治体に分配されてきた。令和5年11月には「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）が交付されている。

しかし、仕入価格の上昇や価格転嫁のしづらさに起因した「物価高倒産」の増加、ゼロゼロ融資の返済及び金利の上昇が本格化する中で倒産・廃業の危機に瀕している事業者も少なくない。各都道府県において地域の実情に応じた経営対策や中小企業支援施策を継続的に講じることが地域経済の維持・発展のために必要であることから、物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経営対策を着実に継続して実行していくための交付金の大幅な増額と長期的な予算措置を講じることが必要である。

- (2) 気候変動により影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、環境整備を図ること。

近年の気候変動が様々な産業にも影響を及ぼしており、海水温の上昇は漁場環境を大きく変化させ、これまで獲っていたサンマやサバなどの漁獲量が減少し、加工原料不足を招いている中、新たな魚種へ対応するにも設備投資への負担が大きくなっている。

また、海藻類等の生育にも深刻な影響を及ぼしており、牡蠣・海苔・ホヤなども生産量が減少したことにより価格が高騰している。燃料価格や電気代等のエネルギーコストや原材料価格の高騰及び輸送料や保管料負担の増加、最低賃金の引上げを受けて経費が増加している一方、中小企業・小規模事業者は価格交渉力が弱いことから取引先に対する価格転嫁が難しく、利益を圧迫している。

気候変動により影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営の安定、事業継続を可能とするため三陸沖等を特区として指定し、税制や金融面、補助率の拡大等の優遇措置を講じるとともに、魚種変更に対応する設備投資や新たな手法の開発に取り組みやすい支援施策を講じることが必要である。

(3) 高品質かつ低廉な原材料等の安定供給について措置を講じること。

EPA（経済連携協定）の拡大・深化により、菓子等の最終商品の関税が撤廃されていく中にあって、引き続き原料の内外価格差だけが維持される政策が行われており、国内の製造業者の困難が一層拡大しつつある。特に、最近の円安の進行により、原料価格高騰の影響が拡大していることから、内外価格差の是正が必要であり、バターの供給不安を解消するなどの安定供給について対策の充実が求められる。また、近年、天候不順や生産量減少、飼料米・輸出用米への転作など複合的な要因により、業務用米の価格高騰と供給不足が深刻化している。これは、酒類、味噌・醤油、米菓などを製造する中小食品製造業の経営を直接圧迫する重大な課題である。これらの産業は地域の伝統を支え、地方経済や雇用に大きな影響を与えるため、現状への早急な対策が不可欠である。については、米の価格高騰及び供給不足に対応するため、原材料米の安定供給体制の構築や価格高騰分への補填措置及び代替原料への転換支援が必要である。

## 2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化

### 重点要望事項

#### (1) 中小企業の事業承継に向けた円滑化を図るため、中小企業組合を活用した事業承継・引継ぎ支援体制の強化・拡充を行うこと。

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、後継者不足による廃業が各地で増加しており、地域の雇用や産業基盤、税収に深刻な影響を及ぼしている。地域経済の持続的な発展を実現するためには、中小企業・小規模事業者による円滑な事業承継が不可欠である。事業承継は経営資源の散逸を防ぐとともに、経営者の世代交代は企業を変革する好機でもあることから、支援策の周知・相談体制の充実・強化を図ることが重要になる。なかでも支援事業の実施に当たっては、地域や業界の実情に精通し、中小企業・小規模事業者の状況を把握している中小企業組合等連携組織や金融機関等を活用し、地域に根差した事業承継支援スキームを構築することで、実効性を高めていくことが必要である。

そして、企業組合・協業組合の持分の承継・譲渡においても、相続税・贈与税の納税猶予及び免税制度の対象とするなどの要件緩和及び手続きの簡素化を図り事業承継税制を拡充するとともに、「事業承継・M&A補助金」を継続措置し、適用要件の緩和等、特に小規模事業者に対する積極的な支援策の強化が必要である。

また、少子高齢化や価値観の多様化に伴い、近年は親族の中から後継者候補を見つけることが困難な企業も増加しており、このような場合においては、親族外承継やM&Aによる第三者承継を検討する必要がある。については、後継者不足に対応する手段としてM&Aの活用を一層促進するため、中小企業・小規模事業者が安心してM&Aに取り組めるよう、質の低いM&A仲介事業者や不適切な買手の問題等に対する対応の強化が必要である。

#### (2) スタートアップの対象として企業組合制度の活用、充実を図るとともに、創業促進のためのスタートアップ支援策を強化すること。

日本経済の持続的成長には、スタートアップ企業の創出と成長が不可欠である。しかし、新たに事業を興すスタートアップ企業や企業組合をはじめ、新たに事業活動を創出する事業協同組合は、人材・資金の確保、脆弱な経営基盤、経験不足など、多くの経営リスクを抱えている。特に、初期段階では資金繰りや市場開拓に苦戦しやすく、経営資源や信用力の不足が大きな課題となっている。

人的資源、信用力等の経営資源の不足もみられる中、アイデアや技術を有する「個」の連携がプロジェクト達成の確実性を高めることが期待される取組みの一つといえ、スタートアップ企業等の連携による新たな組成体が行う取引拡大等に対しては、運営費補助等といった特段の支援策が必要である。

なかでも「企業組合」は、様々な経験を有する人材が知恵と資金を持ち寄り始まるところから、新たな事業展開を開始するにふさわしい組織であり、株式会社への組織変更が可能であるなど、事業者としての成長に合わせて規模や形態を変えることができるところも特徴と言える。については、企業組合制度の充実・強化を図るとともに、革新的なアイデアや技術を持つスタートアップ企業や企業組合と、新たな事業展開を模索する中小企業組合との連携における積極的なマッチング

グ機会の創出が必要である。また、開業率向上に向けた多角的な支援として、開業資金の補助や支援機関による伴走支援に加え、学生や若者への機運醸成、特に、都市部への人材流出が顕著な中山間地域や、製造、建設、物流などの人手不足業種における創業希望者には、手厚い支援を講じるよう対策の強化が必要である。

## 個別要望事項

### 1. 変革・挑戦を志向する事業者の成長の後押し支援推進

(1) 中小事業者の新たな成長、持続的発展に向けた取組みを後押しするため、次の支援策を講じること。

- ① I T の導入やデジタル化による生産性向上、業態変革の取組みを支援する「I T導入補助金」等について、D Xの推進に資するシステム・設備の導入などの支援策の強化・拡充
- ② デジタル化を推進するために必要な中核的人材の確保・育成及びデジタルの導入から効果の検証等を一貫して支援する専門家派遣に対する助成などの支援策の強化・拡充

生産年齢人口の減少を補いつつ、女性・高齢者の就業が進んできたが、足下は就業者数の増加が頭打ちとなり、今後、中小企業・小規模事業者の人手不足の更なる深刻化のおそれが懸念される中、原油・原材料価格高騰、円安、気候の変動、災害増加など、激変する事業環境にも柔軟に対応することが求められる。

こうした状況下、中小企業・小規模事業者が新たな成長や業態変革、持続的発展を図るために、D Xの推進やA Iの活用による業務の効率化、生産性の向上、高付加価値化等の取組みが必要不可欠であるが、負担感や人材不足の理由によって取組みが遅れている状況も否めない。成長意欲のある事業者が資金やノウハウの有無に関わらず、A Iの活用やD Xの推進に積極的に取り組むことができるよう、補助金等によるシステム・設備の導入支援が必要である。

また、D Xそのものへの理解度向上のためのソフト面の支援等、更なる支援策を拡充・強化する必要がある。生産性向上を図るために、デジタル技術の活用が効果的であるが、慢性的な人手不足を抱えている事業者はデジタル人材の確保・育成が困難であるため、専門家人材による後押しが必要である。

(2) 中小企業者の持続的発展に資する新分野進出、海外展開等への取組みに対する継続的支援制度を構築すること。また、今後一層、中小企業が海外市場の開拓に積極的に取り組めるよう、専門人材の育成、展示会・見本市や市場動向などの情報の提供、販路拡大の支援、知的財産の活用と問題解決などの支援策を強化すること。

人口減少・少子高齢化の進行等により内需が伸び悩む中、企業の海外展開に対する意欲が高まっており、国の新成長戦略等においても、中小企業の海外展開を重要な政策課題として位置づけている。中小企業は賃金上昇に対応するため、収益力向上が共通課題とされており、経営資源が不足している環境下において、新分野進出、海外展開への取組みを行うには、組合員の経営資源を組合に集約し、共同で取り組む必要がある。組合事業として新分野進出、新市場開拓等を実現するためには、複数年にわたる取組みが必須となるため、事業の進捗段階に応じた複数年にわたる補助制度の構築が必要であるとともに、中小企業が海外市場の開拓により一層積極的に取り組むことができるよう、海外展開支援制度の継続措置と拡充が必要である。

(3) 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化まで、人材面や資金面での積極的な支援を行うこと。加えて、共同研究強化のための産学官連携等の積極的な活用を図るとともに、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、地域ブランドを活用した輸出促進支援の充実を図ること。

中小企業・小規模事業者は地域社会そのものが事業活動及び生活の基盤であるため、地域経済の衰退は死活問題である。また、コロナ禍からの地域経済の再生を確実なものとするためにも、我が国経済において地域経済の活性化は取り組むべき喫緊の課題であることから、地域資源を活用した積極的な支援措置を拡充する必要がある。

(4) 中小零細企業等と生産者等（輸入事業者等も含む）が連携して行う原料生産の多元化の取組み、それらの原料を活用した付加価値の高い商品の開発の取組み、それら新規開発商品を含む中小零細企業等の行う販路開拓の取組みに対する補助措置を講じること。

長期化したコロナ禍に多大な影響を受けた中小零細食料品製造業者は、さらに原料高によるダメージを受けている。その脱却のためには、新たな販路の拡大、そのための付加価値の高い商品の開発、安定的にかつ安価に供給可能な原料供給元の開発が必要となる。

## 2. 持続的発展に向けた技術伝承・後継者育成に関する対策の強化

(1) 中小企業組合や業種別団体等を活用した中小企業・小規模事業者の担い手・後継者確保に係る体系的な取組みへの支援措置を講じること。

- ① 組合等が行う後継者育成に係る教育情報提供事業への助成措置の拡充
- ② 「組合青年部・女性部」における推進人材の研鑽・研究・事業活動への支援拡充
- ③ 事務局不足組合のつなぎ運営をサポートするなどの「中小企業組合士」の経験やノウハウを発揮するための積極的活用の促進

人手不足や後継者不足は中小企業・小規模事業者の事業存続に関わる深刻な課題であり、地域産業において継承されてきた技術・技能やノウハウを次世代に存続させる「人への投資」の取組みは国を挙げて実施すべき待ったなしの重要課題である。特に、地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、熟練職人の技術・技能を次世代に伝承・継続することが困難であるなど、多くの業種において中小企業経営者の高齢化に伴い、事業承継・後継者育成等の重要性が高まっている。

こうした課題には中小企業組合等を通じて体系的な取組みを推進し、組合員が共同して取り組むことが効果的である。特に、組合青年部・女性部組織等は、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見分できる人材育成を共同で図る組織として、政策課題の取組み推進の担い手として期待されている。そこで、組合青年部・女性部組織等における推進人材の研鑽をはじめ、新事業創出に資する研究等の活動経費に対する支援の拡充が必要である。

また、昨今、組合事務局の不在を理由に組合が解散に至るケースが散見されている。地域における組合機能の消失は地域産業への影響が大きいことから、組合運営において十分な経験やノウハウを有する中小企業組合士が、事務局不在・不足が懸念される組合のつなぎ運営のサポートを行い、コーディネーション活動をリードしていくことが可能となるよう、体制の構築を図るとともに、中小企業組合士の積極的な活用を進める必要がある。

### 3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善

#### 重点要望事項

(1) 多様化・複雑化する経営課題の解決のため、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織は地域経済を支える担い手として重要性が一層強まっている。組合の新規設立を促進し、連携組織の挑戦や課題にきめ細やかな伴走型支援が滞りなく進むよう、中小企業団体中央会が行う「中小企業連携組織対策事業」の必要かつ十分な予算確保を含めた支援の拡充・強化を行うこと。特に中央会指導員及び職員の人事費単価については、国が求める賃上げ要請の趣旨に沿った適正な見直しを行い、単価引上げ及び予算拡充を講じること。

中小企業・小規模事業者が、人手不足や事業承継、最低賃金の引上げ、働き方改革、生産性向上などの直面する課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織による共同事業の取組みが重要となっており、地域経済に果たす役割は極めて大きい。こうした共同事業の展開は、国が推進するDX化・省力化の促進、事業継続力の強化（BCP策定の推進）、事業承継への対応等の各種施策を傘下企業に対して広く浸透させるなど、中小企業施策の政策受容体としても大きな効果を発揮している。については、各種施策の実施に当たり、波及効果がより大きくなるよう、中小企業等連携組織の活用を重視することが求められる。

また、令和7年3月に公表された「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」においても、地域経済の活性化の重点施策として「中小企業組合制度の活用（組合の組成等）を通じ、企業同士や個人同士が連携し、それが保有するノウハウや経営資源を補完し合う取組を促進する」としていることから、地域の中小企業・小規模事業者にとって中小企業組合等の有効的な活用が求められている。

こうした中で、中央会が組合等連携組織の唯一の専門支援機関として、地域経済の持続可能性を高めるためにも、中小企業組合や組合員企業に寄り添った課題解決への伴走型支援が滞りなく進むよう、中小企業連携組織対策事業予算の十分な確保と拡充の措置が必要である。

さらに、中小企業施策の基本的な考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」（平成22年6月18日閣議決定）において示された「中小企業組合、業種間連携などの取組みを支援し、力の発揮を増幅する。」という基本原則を踏まえ、中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法第74条（都道府県中央会の事業）及び第75条（全国中央会の事業）に規定された事業内容をより積極的かつ継続的に伴走型支援に邁進できるよう、中小企業団体中央会の支援体制を一層強化し、組合等連携組織を通じた中小企業・小規模事業者の振興を図り、中央会が連携・組織化支援を全国一元的に推進するため、国と地方が一体となって中小企業団体中央会が支援を行う事業費の予算措置を抜本的に強化する必要がある。また、中央会指導員及び職員の人事費については、昨今の物価上昇の度合い、公務員等（民間を含む）の人事費改定レベルと比較すると、極めて上がり幅が低調であるため補助単価引上げ及び予算拡充を講じること。

(2) 中小企業振興施策の推進に当たっては、中小企業連携組織対策を重要な柱に据え、地域経済の要として人的結合の基盤を成す組合等連携組織の特性や潜在力を真に引き出す支援策を重点的に展開すること。

地域の経済や雇用の基盤を支える中小企業は、人口減少や高齢化など、現代日本の構造的変化の

影響をまともに受け、出口の見えない先行き不安が広がっている。どの分野でも深刻な人手不足に陥り、物価やエネルギーコストの高騰、カーボンニュートラルやDX化の促進、事業承継等への対応、さらには、災害時の事業継続や防災対策など、多様で複雑な課題に直面し、厳しい経営環境に留め置かれている。

これらの諸課題に適切に対応していくためには、経営資源を相互に補完・補強し合う中小企業組合の取組みが有用であり、面的な波及効果を図る意味でも、単独での活動以上に成果を生む連携の力が極めて重要である。地域の人的結合が強みの中小企業組合は、認可法人としての規律性や協同組織としての平等性等も相まって、その活動は元来、社会的インパクトに積極的な組織といえる。

実際、組合員の共同の利益増進を目的とする一方で、国が掲げる「地方創生」や「国土強靭化」といった政策実現を下支えし、地域の安心・安全な暮らしの要となるインフラ機能の確保のみならず、まちづくりやにぎわい創出による活力ある社会の形成にも多大な役割を果たしている。

また、現下の社会経済環境において、中小企業組合には従来の枠組みを超えた新たな役割が強く求められており、自助や公助では中々行き届かない社会課題・地域課題解決の重要な担い手となることが期待されている。現に、中小企業組合によるソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、ソーシャルファーム等の取組みは、福祉や行政サービスを補完・代替する側面を併せ持っている。

一方で、これらの取組みは、軌道に乗るまでに多くの時間を要することが課題であり、特に立ち上げ期の財政負担の軽減がその成否を左右するものであることを考慮すれば、常勤職員の配置による事務局基盤の確立こそ、事業の自走化や自立的な発展に寄与することにもつながる。

そこで、社会的・環境的なアウトカムを重視する組合事業（地域活性化、脱炭素化、観光振興、空き家対策、福祉連携などのソーシャルビジネス・コミュニティビジネス等）について、事業計画の認定を受けてこれらの事業を行う中小企業組合を対象とした、多様な共同事業に対する補助金等による支援の強化が必要である。

## 個別要望事項

### 1. 組合等連携組織を支える中小企業団体中央会に対する連携対策予算の拡充等

(1) 多様化・複雑化する経営課題に対応すべく、中小企業組合等連携組織を支える中小企業団体中央会の支援体制を増強するための予算の大幅な拡充・強化を図ること。

- ① 都道府県に対する中央会指導員及び職員の人事費に係る確実な予算措置、補助単価の改善
- ② 高年齢者雇用・就業確保のための環境整備に対する予算措置
- ③ 支援体制の強化を図るために中央会指導員の資質向上に対する十分な予算措置

原材料・エネルギー高騰、デジタル化や脱炭素化などの新たな課題に直面する中小企業・小規模事業者がこの苦境を乗り越えるためには、中小企業等が経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等の連携組織を通じた協同の取組みが一層重要となっている。

そのため、専門支援機関である中小企業団体中央会の事業が安定的かつ持続的に遂行できる必要があるが、都道府県中央会に対する予算措置状況は全国的に十分ではなく、事業費並びに指導員・職員数の減少によって、連携・組織化ニーズの掘り起こし等が困難な状況にある。

そこで、中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織対策事業予算の大幅な拡充を行うとともに、中央会指導員及び職員の人事費に係る遺漏ない予算措置及び補助単価の改善、2025年4月からの65歳までの雇用確保完全義務化に伴う、退職する指導員等の円滑な再雇用を行うための予算措置等を充

実させる必要がある。さらに、総体的に中央会指導員及び職員の高齢化が進展していることに伴い、世代交代・ノウハウ移転の遅れなどによる中小企業団体中央会における連携組織に対する支援・コーディネート機能の低下が懸念される。支援体制の強化を図るうえでは中央会指導員の資質向上に対する十分な予算措置が必要である。

(2) 中小企業・小規模事業者のデジタル化推進のために、中小企業団体中央会に専門人材を配置可能な予算措置を講じること。

中小企業・小規模事業者にはDXによる業態変化、生産性の向上、業務効率化が求められているが、これを強力に推進するために伴走支援を行っている中央会に、デジタルの知識を有した専門人材を配置することが有効であり、そのための予算措置が必要である。また、併せて専門性の高い人材育成のための研修予算の拡充が必要である。

(3) AIを活用した中小企業団体中央会の支援業務におけるDX及び各種届出における電子化の推進を図るため、支援体制の充実・強化に必要な予算措置を拡充すること。

近年、組合や企業を取り巻く環境が一層複雑化・多様化する中で、中央会に求められる指導業務は広域化・高度化しており、これに的確に対応するためには、相応の人的体制が不可欠である。こうした状況を踏まえ、中央会の基本的な支援業務の一つである組合の各種届出・申請に関する支援については、業務負担の軽減と効率化を図る必要がある。そこで、AIの活用を含むDXの推進や、都道府県中央会が各種届出手続きの電子的窓口となるよう、システムの導入等における十分な予算措置を講じる必要がある。これにより、組合側の手続きの利便性が向上するだけでなく、中央会指導員等の限られた人的リソースを、より高度かつ専門的な分野に集中させることができとなり、中央会が中小企業団体支援を担う機関としての機能の強化、ひいては中小事業者の競争力向上につながる。

## 2. 環境変化や多様なニーズに対応できる組合制度の運用改善

(1) 中小企業基本法における「中小企業者の定義」に「中小企業団体」を追加し、中小企業振興施策や制度の対象から漏れることのないようにすること。

厳しい経営環境におかれている中小企業・小規模事業者が多様化・複雑化する経営課題に対応すべく、現在の危機を乗り越え、持続、成長、発展をしていくためには、個々の自助努力に加え、相互の経営資源を補完し合い協同の力で経営課題の解決を図る組合等連携組織の役割がますます重要となっている。

「中小企業者」の定義は、中小企業基本法第2条第1項の規定により、会社及び個人に限定され、業種別に資本金額と従業員数が定められている。国等の支援策では、概ね中小企業者の範囲に中小企業組合を含めているが、一部の自治体等においては、中小企業組合を対象から除外する運用を行うなど、中小企業組合が支援策を利用できなかった事例も見られる。

中小企業組合の役割や機能をいかんなく發揮し、組合及び傘下中小企業がさらに発展・成長するため、中小企業組合が各種支援策の活用機会を逸することがないよう、中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）の中小企業者の定義に「中小企業団体」を含める改正が求められる。

(2) 企業組合について創業促進の観点から環境の変化やニーズに即応できるよう、運用改善を図ること。

- ① ビジネスチャンスにスピーディに対応するための設立発起人数の緩和
- ② 多様な働き方の実現に資する従事比率の見直し、従事概念の解釈拡大
- ③ スタートアップのための組織として税制優遇、創業支援等の支援対象の拡大

働く場の確保、小規模事業者の経営の合理化からコミュニティビジネス、地域振興まで幅広い目的の中で活用されている企業組合が地域特性に応じた人的結合を促進し、かつ小さな創業の苗床として機能するためには、ビジネスチャンスにスピーディに対応できることが望ましい。事業承継に資する計画の認定又は承認による設立発起人数を3人とする特例措置は講じられているが、手続き期間が制限されて活用が難しい。そのため、手続き期間の延長、もしくは、通常の設立時における発起人数の緩和（現行4人→3人）等といった措置を講じる必要がある。

また、近年、副業・兼業などの多様な働き方は、起業の手段や第2の人生の準備として、あるいは、社会貢献やソーシャルビジネスの手段としての有効活用も期待されているため、ニーズに即応できる運用の改善が必要である。

**(3) 中小企業組合における弾力的な運用を図るための法制度の見直しを行うこと。**

平成19年の中小企業等協同組合法の改正から18年の歳月が流れ、中小企業組合を取り巻く環境も大きく変化している。中小企業・小規模事業者が持続的に発展していくうえで事業者同士の連携・相互補完は必要な機能である。新たな社会問題や多様なニーズに対応するためには、同業種による高度化のほか、異業種や産学官、広域間連携など多様な連携ニーズに応えていく必要がある。また、組合員の事業承継や既存事業の再構築、業界再編など含めた柔軟かつ幅広い組織運営が求められている。

中小企業組合が時代の要請に即して迅速かつ的確な事業を展開していくよう、法制度自体の見直しに着手する必要がある。

**(4) 多様なニーズに対応できるよう、組合員利用に支障がない範囲での員外利用枠の拡大、員外利用制限の緩和及び特例における適用期間の延長を行うこと。**

員外利用は、組合員の総利用量の20%以内に制限されている。組合員の事業利用量の確保するうえで必要な基準である一方、効率的な事業運営の障害となっている場合がある。

例えば、運送業における共同配車事業において、復路で空積が発生しても組合員以外の利用ができず非効率となっている場合や、高度化利用組合等の団地組合において、既存組合員が団地内から撤退し、新たに組合員を加入させようとした場合、持分調整等の問題から正規の組合員にすることに困難が伴うなど、現行の員外利用の制限が障壁となっている。また、団地組合など地域に立地する組合等に対して地域貢献や地域課題解決等を期待されることも多く、使途を限定するなどによって、有効活用の可能性を広げる必要がある。

**(5) 組合員に携わる全ての者が共済制度を直接利用できる環境を整えるため、組合員の役員及び使用者も組合員とみなすことができるよう、共済協同組合における組合員の範囲の拡大を行うこと。**

従前は使用者等への福利厚生の観点から、中小企業が共済掛金を負担し、使用者等のために共済協同組合と共済契約を締結することで使用者等の不慮の事故・病気等に対する備えが行われていた。しかし、中小企業を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、経費節減等の理由からこのような共済契約を行わない事例が多く、使用者等が自ら共済掛金を負担し、同様の共済契約を直接締結することを希望しても、現行法では員外利用扱いとなり、共済契約が容易に行われ難くなっている。

中小企業においては、役員及び使用者は組織として一体である場合がほとんどであり、使用者等に不慮の事故・疾病等が生じた場合、経営に重大な影響を及ぼすおそれがある。こうした事態に備えることが使用者等に留まらず、中小企業経営の安心・安定につながることから、法人組合員の役員及び使用者をみなし組合員として、共済事業を直接利用できるよう見直すことが必要である。

**(6) 総代の設置基準の要件緩和、総代選出における選任制の導入を図ること。**

総会に代わる機関として、組合が総代会を設置するためには、組合員総数が200人超であることが必要条件とされている。そのため、組合員数が減少し200人以下になった場合には意思決定機関の機能を失う。組合の地区の広域化や事業の多様化が進む中、組合員総数が減少した組織では総代会制度を活用できず、民主的な組織運営や迅速な機関決定に支障をきたすこともある。昨今のバーチャルオンライン型総会形式の導入などに鑑み、時代の変化に対応した総会・総代会の開催形式として、民主的な運営が担保される範囲において、総代会設置基準の要件を緩和(200人超→100人超)する必要がある。

また、現行法では、総代の選挙は、組合員の中から地域や事業の種類などに応じて公平に選挙されることを前提に無記名投票によって行うことになっている。各地域における活動状況によって組合員相互間の認識が薄く、特に異業種組合は事業利用以外に接点がないことが多い。このような状況で総代を選挙で決めるることは難しいことから、総代会の円滑な運営に支障をきたすことがないよう、総代の選出に当たっては、役員選出手続きとして用いられている「選任制」の採用を可能としていく必要がある。

#### (7) 組合運営の安定化のため、准組合員制度の創設を行うこと。

例えば、団地組合では、組合員外者による団地内施設の賃貸利用等(組合の所有建物を賃貸して事業するケース、組合員所有建物を賃貸して事業するケースなど)が増加している。元々、加入組合員が事業承継や経済状況悪化等により卸売業から不動産賃貸業に転換し跡地を賃貸するケースである。

このようなケースでは、事業者(賃借者)は団地組合に出資していないケースが大半であり、事業者(賃借者)が組合事業に参加する場合においても、員外利用の扱いとなってしまう。高度化事業の利用組合等の団地組合で既存組合員が団地内から撤退し、新たに組合員を加入させようとした場合、持分調整等の問題から、正規の組合員にすることには困難が伴うこともある。

そこで、組合運営の安定化のためにも、同一団地組合内で経済活動を行っている事業者(賃借者)については、正組合員に準じた措置として、准組合員制度の創設といった措置を講じる必要がある。

#### (8) 組合未所属(脱退・未加入)のフリーライダー企業に対する規制を設けること。

卸商業団地や商店街組合においては、組合がエリアを一体として、共益資産(組合会館、駐車場、緑地帯、道路、街路灯、防犯・防災カメラ等)を保有し、維持管理(防犯、防災、美観維持)に努めている。現行法上では「脱退の自由」が認められており、組合エリアに居ながら、賦課金を含む共益費用の負担感等から組合から一方的に脱退するケースがある。逆に組合に進出した企業が共益費用の負担感等から組合に所属しないケースも生じている。そのような状況は、一体として共益資産を保有し維持管理しなければならない組合にとっては、その運営に大きな支障をきたす。については、組合脱退後も組合地区内に居座る企業、地区内に進出しても組合に所属しないなど正当な理由のない組合未所属(脱退・未加入)の企業に対しては制限(規制)を設ける必要がある。

## 4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

### 重点要望事項

- (1) 能登半島地震や豪雨などの度重なる災害により施設・設備に被害を受けた中小企業に対し、ニーズに応じた設備等の復旧・復興を継続的に支援すること。併せて、被災地の復旧・復興対策の十分かつ柔軟な予算措置を講じ、復旧・復興を加速化させるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建・事業継続のための支援事業等に万全の措置を講じること。
- ① 中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）をはじめとする支援事業を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や交付決定に要する期間の短縮を行うこと。
- ② 中小企業組合等が活用できる販路開拓支援等の新たな事業を創設する等、共同事業を停滞させないためのフォローアップ体制の強化と手続きの簡素化を講じること。

昨年度は令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨（秋田県・山形県）、台風第10号、令和6年9月の豪雨（石川県）などの度重なる大規模災害が発生し、甚大な被害が生じた。本年度も令和7年9月24日時点において、既に11件の特別相談窓口を設置するほど、全国各地で大雨・豪雨などの災害が相次いで発生している。被災地においては懸命な復旧・復興を続けているものの、資材価格・人件費等の高騰や技術者・熟練工等の人手不足等により復旧・復興には相当の長い時間を要するなど、今後も地域経済への深刻な影響が懸念されている。

直接被害・間接被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対する経営再建、ものづくり及び地場産業等の事業継続・再生など更なる経済活動の早期復興には、各地域の復旧・復興のフェーズにあわせた、継続的で柔軟な対策の実施が重要であり、中小企業・小規模事業者等の復旧・復興を図る上での安定的な財政措置が必要である。また、伝統産業の産地では工房や家屋の解体により、製品等の仮置き場とする仮設倉庫の支援、また旅館業界では誘客と同時に風化させない情報発信の支援など、業界や産地の実状に応じた復旧・復興の取組みを後押しする早急かつ十分な支援が必要である。

- (2) 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したBCP・BCMの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充を行うこと。また、BCP策定後の定期的な見直し、実行及び有効活用のための継続的なフォローアップ体制を強化すること。
- ① 突発的に発生する事業中断リスク等に対する「事業継続力強化計画」の策定支援、組合等連携組織が取り組む「連携事業継続力強化計画」の策定に基づく設備導入や備蓄のための予算の拡充
- ② 人手不足、ノウハウ不足、費用負担等、課題解消のための専門家の活用、システム整備、訓練・研修に対する補助制度の拡充
- ③ 近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害対策に対するこれまで以上の地方自治体との緊密な連携、BCP策定率の更なる向上に資する経営上のインセンティブ追加のための予算拡充を含めた万全な措置

近年続発する大地震、ゲリラ豪雨、台風等の風水害や土砂災害などの自然災害に加え、感染症拡大のリスクも目に見える形で社会生活や企業活動に影響を与えており、さらに、不穏な海外情勢やサイバー攻撃などの経営リスクが高まり、企業には危機管理が強く求められている。

これまでの「事業継続力強化計画」の策定は巨大地震対策の一環とした策定が多かったが、豪雨災害や感染症の対策など、事業中断リスクを包括的に網羅する計画策定が急務となっている。また、単独企業では対応できないリスクに対応するため、複数又は広域の企業による組織を基盤に連携して災害時の相互協力体制の計画を策定する「連携事業継続力強化計画」の必要性も高まっている。これには中小企業の連携組織である中小企業組合等を中心としたグループの活用が有効であり、計画策定及び計画に定めた発電機等の設備導入、飲料水等の消費財の備蓄を促進するための予算措置が必要となる。一方で、新型コロナウイルス感染症まん延時に起きたウッドショックや自動車の生産停止などの事例により、在庫を持たない経営の非常時の脆弱性が浮き彫りとなった。

このような中、各地域の団地組合や共同店舗組合などの一定規模以上の施設は緊急災害時の拠点機能として、また、復興の遅れを防止するための建築用資材の備蓄が早期復興において効果的である。他方、地域の中小企業・小規模事業者の経営状況は依然として厳しく、民間の負担のみで拠点整備の実施や緊急用在庫を抱えることは困難であるため、物資・燃料の備蓄や施設整備に対する必要な資金等への助成支援を講じる必要がある。

静岡県沖から四国・九州沖にかけて伸びる広範囲で浅い海溝（トラフ）を震源とする南海トラフ巨大地震については、昨年、臨時情報が発出されるなど、今後30年以内の発生確率が高まってきており、防災・減災等の観点から喫緊の課題として万全の措置を講じることが必要である。また、自然災害が頻発する現状に鑑みると、平常時から地域の災害対応力を高めることが肝要であり、地方公共団体との緊密な連携に向けて、中央会による取組みを含め、面的な防災・減災対策を促すための共同危機管理体制の整備・拡充を図る必要がある。

### **(3) 防災・減災を考慮した災害に強い地域づくりのため、地域の実情に応じた社会インフラの整備・予算確保に早急に取り組むこと。**

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発し、災害が起因する二次災害も発生するなど、住民の命や財産、地域社会、産業基盤に大きな影響を与えている。今後、気候変動の影響により災害リスクはさらに高まると予測されることから、その対策が急務となっている。災害は複合的な影響を及ぼすことが多く、災害に強い社会基盤を整備することが重要なため、防災インフラの整備が必要不可欠であり、河川や堤防、橋梁などの耐震・耐水性向上や、治水対策の前倒しが求められる。

しかし、東日本大震災のような大規模自然災害からの復興後は、極端なインフラ予算の減少に伴う過当競争等から経営基盤が揺らぎ、地域の安心・安全に対する大きな危機感が生じている。

令和7年1月に埼玉県で発生した下水道管破損による道路陥没事故に見られるように、地域の暮らしを支える橋梁、道路、水道などの社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、老朽化による破損が懸念されることから、国も国土強靱化基本計画の中で予防保全型メンテナンスへの本格転換などの対策を掲げている。

については、地域の安心・安全のための「国土強靱化実施中期計画」における予算確保は勿論のこと、実際、災害発生時に不眠不休で対応しているのは、地元の中小企業をおいてほかならず、こうした事業者が有事の際に活躍するためには、安定して事業を継続していることが前提条件であり、平素からの受注確保が欠かせないことから、老朽化した社会インフラの整備について、計画的な更

新・維持管理を確実に推進するとともに、その実行に当たっては、地域の中小企業への優先的な発注といった措置を講じる必要がある。

#### (4) 特定地域づくり事業協同組合の設立推進及び持続可能な運営支援を強化するため、以下の制度改善及び支援措置の拡充を図ること。

- ① 組合立上げ期における非課税措置や繰越処理を可能とする特例措置
- ② 労働者派遣法等における制限に対する立法趣旨に鑑みた適用除外措置
- ③ 特定地域づくり事業推進交付金で措置される「派遣職員人件費」や「事務局運営費」への財政支援の拡大、市町村が負担する財源確保予算の拡充
- ④ 設立や運営に係る中央会の伴走型支援に対する予算措置の追加又は補助対象化

特定地域づくり事業協同組合制度は制度運用開始から5年以上が経過し、様々な実務上の課題が顕在化してきている。その一つとして、事業活動開始以前の課税は組合設立時の財産的基礎形成への支援効果が薄れかねないと支援側の自治体からも改善を求める声がある。同様に、運用制限による制度効用の低減が懸念される措置については立法趣旨に鑑みた次のような緩和策を講じる必要がある。

- ・比較的安全性が高い作業における労働者派遣法の条件的緩和措置
  - ・離職後1年以内の労働者派遣の禁止規定の適用除外措置
  - ・特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第12条の規程に基づく事業実施主体（都道府県）から総務大臣への実績報告書提出期限の延長措置
- など

また、特定地域づくり事業推進交付金において組合運営費（派遣職員人件費、事務局運営費）への財政支援措置が講じられているが、昨今の賃上げムードの中では優秀な地域の担い手を確保する観点から派遣職員（マルチワーカー）の賃上げ原資の確保が必要である。そして、組合設立後に、派遣職員の増員に応じた派遣計画を遂行するためには事務局体制の充実が不可欠であるが、事務局運営費の確保に苦慮する組合が多い。今後の持続可能な組合運営のためにも、同交付金においては、人口減少率や最低賃金額の上昇に応じた補助率の優遇・拡大（1/2→2/3）、地域の実情や運営実態を加味した交付限度額の引上げ（現行額からの倍増）及び対象経費範囲の拡大を講じるべきである。さらに、市町村が負担する財源確保予算の拡充を含め、国による財政的な支援の拡大、より柔軟な制度設計・運用が求められる。

併せて、特定地域づくり事業協同組合の設立促進に当たっては、中央会指導員が支援の中枢となって伴走支援しており、さらに充実した支援を行うため、中央会指導員が組合の円滑な設立・運営に係る伴走型支援を行う支援活動及び体制整備への追加の予算措置が必要である。

### 個別要望事項

#### 1. 地域産業の強靭化、地域経済の好循環化の推進

- (1) 高速道路等の高規格幹線道路は日常の物資輸送をはじめ、災害時の救援作業、地域の発展や活性化において重要な役割を果たすことから、道路網の整備拡大を図ること。

急速に人口減少が進展する一方、激甚化・頻発化する災害やインフラの老朽化等の喫緊の課題への対応も踏まえ、我が国の生産性や国際競争力を強化するため、平常時・災害時を問わず、広域的な交

通を安定的に支えることが重要となっている。

高規格幹線道路についてはミッシングリンクや未事業区間が多数あり、地域物流の効率化、災害時の救援作業や物資輸送に重要な役割が期待されているものの、その機能を発揮することができない状況となっている。加えて、トラックドライバーの労働環境改善にも寄与することから、高規格幹線道路網の拡大と4車線化などの早急な整備を行う必要がある。

- (2) 団地組合は、地域防災拠点（避難所や応急生活物資の供給等）の機能を担う等、地域における経済・社会インフラとしての機能をもつことから、期待される社会的役割を果たすため、卸商業団地内の再整備（特にハード面）に係る補助金創設、道路・下水道の整備、街路樹の整備、防犯カメラ・街路灯・AEDの設置、地域防災の拠点整備等に係る補助金等の支援策の創設を行うこと。

卸商業団地及び工場団地は地域における雇用の受け皿、地域サプライチェーンの中核、地域防災拠点（避難所や応急生活物資の供給等）の機能を担う等、地域における経済・社会インフラとしての機能を有しており、地域経済の発展に大きな役割を果たしている。しかしながら、卸商業団地にあっては、卸団地制度創設から60年以上が経過し、老朽化している団地も多く、足下に多くの課題を抱えており、工場団地についても同様である。

特に、多くの卸商業団地は連棟式建物（複数の企業が柱・壁・梁を隣接所有者と共有し横に繋がる建物）で構成され、建設当時は行政等の指導により推進された様式である。この連棟式建物の再整備については、所有権の権利関係が複雑（区分所有・共有）で、構造的に撤去・リニューアルが難しく、また、取り壊しの際、アスベスト除去が必要になるケースもあること、人件費の高騰等解体費用の大額上昇も相まって、卸商業団地の再整備には莫大な費用が掛かる状況にある。引き続き、地域経済の中核として期待される社会的役割を果たし、拠点の機能強化に向けた整備を図る必要がある。

- (3) 世界的な気候変動などによる自然災害等への対応として、食糧の安定供給に向け、老朽化した精米施設、機械設備の自動化や省エネ化を促進するための支援を行うこと。また、消費地倉庫への原料移送の推進、過疎化が進む地域の物流効率化への支援を行うこと。

米穀卸売業者にとって精米商品の安定供給を図るために、精米関連施設等への設備投資は重要な課題であり、かつ気候変動が増すなか、環境負荷低減に対して積極的に取り組むための助成措置を講じることが必要である。また、食料安全保障の観点からも不測の事態に備え、消費地営業倉庫への原料移送を推進するほか、過疎地域では物流システムを構築していくのが厳しい環境となっており、過疎化が進む地域への支援を行うことが必要である。

## 2. 地域の実情を踏まえた課題の解決

- (1) 原発事故からの着実な復興を実現するため、次の事項を措置すること。

- ① 「第2期復興・創生期間」終了後における十分な財源及び制度の確保
- ② 除去土壌等の県外最終処分に向けた具体的な方針・工程の明示及び国民理解の更なる醸成
- ③ 廃炉作業の安全かつ着実な実施と事故や障害が発生した際の迅速かつ正確な情報開示
- ④ 汚染水及びALPS処理水漏えい防止対策、IAEAによる安全性確認の強化等、適正管理及び安全対策の徹底並びに万全な風評対策の実施
- ⑤ 風化払拭と風評防止に向けた取組みの強化
- ⑥ 事業再建・自立支援策の継続・拡充及び住民の帰還等の促進
- ⑦ ALPS処理水の放出に伴う損害を含めた原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

福島県を中心とする東北・北海道地域の復興にとって、最大の課題である原子力災害の収束は十分に進展しておらず、加えてALPS処理水放出に伴い一部の国が日本産水産物の全面輸入停止措置を行い、北海道、東北のほか日本全国に影響が生じている。また、廃炉や除染土壤の県外最終処分に向けた理解醸成等多くの課題を抱えている。第2期復興・創生期間は2021年から5年間とされており、本年度が最終年度となるが、課題を積み残しており、その後の財源の確保も必要となる。

東日本大震災による全国の避難者数は、令和7年5月1日時点で未だ27,037人、福島県から県外への避難者数は19,420人存在している。避難により人口が減少している地域の事業再建・自立支援・帰還促進策の拡充が必要である。

震災から年月が経過し風化が進んでいるが、原子力災害は福島県だけの問題ではなく、国策である我が国全体の問題であることから、国は、廃炉に向けた取組みを安全かつ着実に進め、なお一層の環境回復を図るとともに、東京電力に対しては強い指導が求められる。

また、復興を着実に進め、さらに加速させるためには、あらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭、進行する風化の防止に取り組むことが急務である。

さらに、損害がある限りは賠償を行う考え方の下、北海道、東北のほか、日本全国に影響が生じたALPS処理水の放出に伴う水産物の輸入停止措置等による損害を含めた原子力損害賠償の完全実施が求められる。

**(2) 北海道新幹線札幌延伸工事の早期完成及び奥羽・羽越新幹線をはじめとする「未着工新幹線」などの早期整備と機能維持の強化を行うこと。**

東北・北海道地域は他地域と比べて新幹線による高速交通ネットワークの地域間格差が大きくなっている。新幹線は地方創生に欠かせないインフラであるため、全国新幹線鉄道整備法の基本計画に留まる奥羽・羽越新幹線などの「未着工新幹線」を早期調査による整備計画とするべきである。また、現在工事中の「北海道新幹線札幌延伸」については、トンネル施工の工法改良を進め、工期短縮に向けた徹底的な検討に基づき1日でも早い完成・開業を目指すことが求められる。

**(3) 国際リニアコライダー（ILC）について、米国・欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定すること。**

国際リニアコライダー（ILC）は、国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくモノづくり産業の競争力強化等を促し、東北のみならず国全体の産業振興、雇用創出等に絶大な効果をもたらす極めて重要なプロジェクトであり、次代を担う成長産業を実現するものとなる。次期欧州素粒子物理戦略においてもILCの位置づけが戦略に適合することなどが明記され、日本の誘致に大きな期待感が示されている。岩手県ILC推進協議会では、国際リニアコライダーの日本誘致が実現した場合の経済効果について、加速器関連技術の発展・利用による産業への波及効果を3兆106億円、施設建設から20年間で誘発される国内生産額を5兆7,190億円とする試算を公表している。

世界では、次世代円形加速器として欧州のFCC、中国のCEPCの建設計画もあり、今年度はILC計画の実現を左右する次期欧州素粒子物理戦略の策定作業が行われることから、一刻も早い国としての意思表示による誘致実現を図る必要がある。

**(4) 中小企業組合等連携組織を柱に据えたコンソーシアムを構築し、「ローカル・ゼブラ組合」の創出・育成に係る実証事業を創設すること。**

昨今、社会課題解決と経済価値創出を同時に目指し、地域の多様な主体と連携しながら、地域社会と共に共生・共創する地域密着型の新しい企業モデルとして「ローカル・ゼブラ企業」の創出・育成が行

われている。

中小企業組合等の中には、地域経済エコシステムの主要な担い手となり得るものがあり、現に、そのような組合がもたらすポジティブなインパクトは、自助や公助ではなかなか行き届かない地域社会課題解決の重要な原動力となっている。

国は、ローカル・ゼブラ企業を構成員とするコンソーシアムの地域実証事業を行い、持続的なエコシステムが各地で構築されるために必要な政策の検討を進めているが、仮にこの事業の派生モデルとして、中小企業組合等を軸とするコンソーシアムを構築することができれば、各地の特性に応じた人的結合の紐帶がより強固なものとなり、創発的なアイデアの生成をさかんにするばかりか、経済活動の底割れを防ぐなど、雇用の安定や促進にも寄与することが期待される。

については、人的結合が強みの中小企業組合等連携組織を地域実証事業の柱に据え、組合等関係者における社会的インパクト志向を高めるとともに、新たなプレイヤーとの連携や共創のために最適化された組合発のエコシステムが民間活力増大の呼び水となるよう、「ローカル・ゼブラ組合」の創出・育成に係る実証事業の創設が求められる。

(5) アジア圏観光客誘致拡大並びに観光復興への取組みを強力に支援するための措置を講じること。

近年、中国を中心としてアジア地域が急速な経済成長を遂げている中、九州・沖縄地域は、アジアにおける地理的優位性、多様な産業集積など高いポテンシャルを有しており、アジアと日本を結ぶ重要な拠点である。回復傾向にあるインバウンド消費をさらに加速化させるため、アジア圏観光客の誘致拡大、インバウンド効果を高めるためのPR活動のほか、九州・沖縄各県の自然環境や歴史文化などの地域資源を連携させた観光圏を形成し、地域における観光をリードする観光人材の育成、交通手段等のインフラ整備など、九州・沖縄の観光復興への取組みを強力に支援するための措置を講じる必要がある。

(6) 九州・沖縄地域における広域交通ネットワーク、総合的交通網の整備の早期着実な推進を図ること。

経済産業活動のグローバル化が進展する中、広域交通ネットワークの整備によって地域やまちの魅力を高め、人や物の流れが活性化され、商圈が大きく拡大することで、九州・沖縄各県の多くの中小企業にもビジネスチャンスが生まれる。また、物流の効率化や観光需要の拡大、災害時のリダンダンシー確保など、九州・沖縄や四国のみならず我が国全体にも大きな効果をもたらすことが期待されることから、広域交通ネットワークの早期かつ着実に推進することが求められる。

東九州自動車道、九州中央自動車道、西九州自動車道、南九州自動車道等の未整備区間の早期解消と暫定二車線区間の全線4車線化の早期実現が求められる。

また、この利便性をさらに向上させるため、東九州新幹線を早期に完成させ、九州内に回遊型の新幹線ネットワーク網を構築することが極めて重要であり、そのためにも東九州新幹線の整備計画路線への早期格上げが求められる。

加えて、令和4年9月に九州新幹線西九州ルートが開通し、鹿児島県ルートとの連携によって九州地域全域の利便性向上や観光産業の強化に重要な役割を果たしている。今後さらに、東九州新幹線の実現やアジア太平洋地域において増大する航空需要に対応するための国際空港及び海上高速交通網など、九州・沖縄地域における総合的交通網の整備・実現を早期かつ着実に推進するとともに、これら幹線整備と連動した地域交通網の整備を早期に推進することが求められる。

## II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

### 1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方

#### 重点要望事項

##### (1) 最低賃金は、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において三要素のデータに基づく審議により決定し、最低賃金法の原則を今後も遵守し合理的で納得感のあるものとすること。

最低賃金の決定に当たっては、都道府県労働局長が、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織された地方最低賃金審議会に対して、調査審議を求め、地域別最低賃金を決定するプロセスとなっている。また、地域別最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の法定三要素を考慮して定めなければならないこととなっている。

令和5年4月6日に取りまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」で、「中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないこと」が確認されている。

これを受けて、最低賃金は法定三要素のデータに基づき中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会で議論すると「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2025）」でも示されており、最低賃金の決定プロセスにおいて他の要素は排除されるべきである。

##### (2) 地方最低賃金審議会における審議では、地域の実態や中小企業・小規模事業者の支払能力を踏まえて最低賃金を決定し、隣接地域の事情等に配意しないこと。

令和7年度の中央最低賃金審議会において、最低賃金の目安として全国加重平均で過去最高となる63円(+6.0%)の引上げ額が答申された。最低賃金は、最低賃金法第9条第2項に定める「生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の三要素に基づき決定されるが、そのうち今年度の目安審議に当たっては、生計費を表す消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）とともに、最低賃金に近傍の労働者の購買力を維持する観点から、生活必需品を含む「頻繁に購入する支出項目」を重視した。加えて、エンゲル係数が上昇している状況を踏まえ「食料」「基礎的支出項目」「1か月に1回程度購入」に係る物価の水準にも着目した。さらに春季賃上げ妥結状況の賃金引上げ結果や賃金改定状況調査結果第4表②③の対前年比賃金上昇率等を総合的に勘案し、目安額を決定した。

最低賃金の引上げは、労務費等のコスト増加分を十分に価格に転嫁できず、労働者の賃上げに取り組むことが難しい中小企業・小規模事業者にも法的拘束力をもってすべからく適用されるため、価格転嫁の状況等を踏まえ支払い能力を十分に考慮するべきである。特に「中小対中小」の取引においては、規模が小さい企業ほど適正な価格転嫁を実現できておらず、賃上げのための原資確保が極めて困難な状況にある。未だ価格転嫁、生産性向上の過渡期にある中で、中小企業・小規模事業者の「通常の事業の賃金支払い能力」を超えた最低賃金の過度な引上げは企業の存続に大きく影響を及ぼしかねないことから、引き続き十分に配慮することが必要である。

なお、中小企業・小規模事業者が人件費上昇分の支払い原資を確保するためには、令和8年1月に施行される「改正下請法（中小受託取引適正化法）」の適正な執行や、団体協約の一層の推進、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の一層の浸透が必要不可欠である。また、企業間取引の価格転嫁の推進のためには、官公需取引における設計労務単価の十分な引上げによる労務費等の価格転嫁率100%を実現し、価格転嫁を牽引していくことが重要である。加えて、生産性向上に向けた支援策及び業務改善助成金等の支給要件の緩和、助成金の増額等を含めた、より一層の支援拡充が必要である。

令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2025）」に明記された「目安額を超える引上げが行われた場合の支援」を後ろ盾とした過度な引上げ、最低賃金額の地域間競争、最下位からの脱却等を目的とした議論が繰り広げられることは、最低賃金法に定める三要素とはかけ離れた議論となる。地域別最低賃金額の決定は、最低賃金法に沿い、地域の実態を踏まえた地方最低賃金審議会の審議によるものとすべきである。

### **(3) 改定後最低賃金の発効日は事業者の準備期間、就業調整の影響等も踏まえ地方最低賃金審議会で審議し柔軟に決定すること。**

地域別最低賃金は中央最低賃金審議会が示す目安額を参考として地方最低賃金審議会で地域の実情を踏まえた議論を経て改定額及び発効日が決定されるプロセスとなっており、法定では10月発効とされていないにも関わらず、ほとんどの都道府県で10月1日前後の発効を目指した審議日程が組まれている。近年の最低賃金の大幅な引上げや影響率の上昇を踏まえれば、各企業は改定の決定日から2カ月弱で対応せざるを得ず、引上げ原資確保が困難である。

また、いわゆる「年収の壁」により、大幅な最低賃金の引上げは、労働者の就業調整を助長し、繁忙期である年末に向けて各企業は労働力確保に苦慮することとなり、結果として正社員等への負担を増大させている。

こうした状況を踏まえ、令和7年度目安小委員会報告において、「近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加している。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」ことが明記された。

については、改定後の最低賃金の発効については、地方最低賃金審議会で丁寧な議論をしたうえで、翌年の1月又は4月とする必要である。

## 個別要望事項

### 1. 地域・産業の実情に合った最低賃金制度の在り方

(1) 最低賃金の決定は地域の実情に合ったものとするべきであり全国一律化はしないこと。

中央最低賃金審議会では、令和4年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に丁寧に審議を重ね、各種統計を参考する形で目安額決定の根拠・プロセスが明確に示されるなど、審議の適正化が一定程度図られてきた。しかし、地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」「引上げありき」で議論がされており、地域の経済実態を十分踏まえたものとなっていない状況であり、地方最低賃金審議会の存在が問われかねない。このため政府は、各都道府県の実情を反映したデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するよう取り計らう必要がある。

なお、業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一律化する「全国一律最低賃金制度」は、最低賃金法の原則である三要素を無視したものである。最低賃金は賃金水準の引上げや消費拡大といった政策実現を目的としたものではなく「低廉な賃金の労働者のセーフティネット」であることを改めて認識する必要がある。原材料、エネルギーコストが高騰し、価格転嫁が進まず、賃金引上げの原資確保が困難な中でも、事業継続・雇用の維持が図られるよう、地域の実情に合った議論がなされるよう配慮するべきであり全国一律化には反対していく。

(2) 産業別に設定される特定最低賃金は、廃止を念頭に在り方を検討すること。

特定最低賃金は、「地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合」に関係労使の申し出によって特定産業の基幹的労働者に対して任意に設定されるものである。地域別最低賃金の継続的かつ大幅な引上げによって特定最低賃金との逆転現象が起きており、その差額も拡大しつつある。令和6年度に設定されている特定最低賃金は224件あり、そのうち90件は地域別最低賃金を下回っており、実質的に機能していない特定最低賃金については、関係労使に意見聴取したうえで地方最低賃金審議会において実態に即して速やかに廃止を検討するべきである。

## 2. 外国人技能実習制度から育成労制度への円滑な移行の推進

### 重点要望事項

(1) 育成労産業分野は、施行までに現行の技能実習制度2号移行対象職種を全て網羅するよう設定し、特定産業分野は、業所管省庁が生産性向上支援策、人材確保支援策を講じてもなお人手不足感の強い分野・業務について順次設定すること。

また、協議会加入要件として日本標準産業分類で業種指定のある分野においては、申請企業の実態に応じて柔軟に対応すること。

育成労制度の受入れ対象分野である「育成労産業分野」は、特定技能制度の受入れ対象分野である「特定産業分野」のうち、育成労制度の目的である人材育成及び人材確保の必要性が認められた分野のみが対象となる。そのため、特定産業分野が技能実習2号移行対象職種を網羅して設定されない限りは、現在技能実習生を受け入れている実習実施者は、育成労外国人の受け入れができない。特定産業分野は、技能実習2号移行対象職種を網羅して設定するとともに、現に適切に運用されてきた実態を踏まえ、当該分野を育成労産業分野として設定し、技能実習制度を活用してきた事業者が引き続き活用できるようにする必要がある。

また、特定産業分野は、業所管省庁が生産性向上支援策、人材確保支援策を講じてもなお、人手不足と認めた産業分野であることから、業所管省庁は支援策を講じた上で、業界団体等と連携を取りながら、ニーズの高い産業分野の追加をしていく必要がある。

なお、育成労制度の分野別協議会の運用は不明確な状況ではあるが、特定技能制度においては一部分野別協議会の加入要件として日本標準産業分類による業種指定があり、加入要件に合致しないために特定技能外国人の受け入れができない場合がある。育成労制度の分野別協議会においても同様の業種指定がある場合には、現在技能実習生を受け入れている実習実施者が育成労同制度を活用できなくなる可能があるため、組合等の業界団体への加入状況や、現に営む事業の実態等を見極め柔軟に対応していく必要がある。

(2) 育成労外国人の技能評価にあたっては、実技試験において身体の動きを伴う技能検定や育成労評価試験を活用すること。特定技能1号評価試験を活用する場合は、実技試験は学科試験に属するような簡易な判断等試験に終始するものとせず、業種特性に応じてCBT試験等で対応する場合においても、リアル感をもった試験内容により身体の動きを伴った業務遂行に資するものとすること。

現在、「特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下：有識者会議）」及び「特定技能制度及び育成労制度の技能評価に関する専門家会議（以下：専門家会議）」において、育成労制度における育成労産業分野・業務区分の設定や主たる技能、試験内容について議論されているところである。

多くの分野・業務区分においては、技能実習制度を発展的に解消した育成労制度の意義を踏まえ、技能実習制度において長年活用されてきた技能検定や技能評価試験を名称変更等した上で、在留資格「育成労」の1年修了時・3年修了時の技能評価試験として活用される予定であるが、一部の分野・業務区分においては、育成労の3年目修了時試験として、特定技能1号評価試験を活用し、1年目修了時試験には特定技能1号評価試験を基に初級試験を作成することが予定されている。特定技能1号評価試験は海外での受験も考慮され、実技試験は身体の動きを伴

わないC B Tやペーパーでの判断等試験が用いられることが一般的であり、育成労制度の目的の一つである人材育成の状況を測定するには不適切である。有識者会議・専門家会議において引き続き本会から強く言及していく。

また、特定技能1号評価試験の合格は、特定技能1号への移行の条件にもなることから、育成労で3年間を経ずに期中で特定技能へ移行し、転職することも想定される。その場合には、育成労制度における「転籍の抜け穴」をつくり、施行規則で規定される在籍期間に応じた転籍の費用補填を受けられることとなる。

育成労制度の技能評価のための試験として特定技能1号評価試験を活用することは、育成労外国人の質が技能実習生と比較して低下することを意味していることから、育成労制度においては技能検定・育成労評価試験のみを活用することが必要である。

なお、育成労外国人に対する特定技能1号評価試験の実施は、国内での受験が前提となる。特定技能1号外国人は「特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる」技能水準が求められるため、身体の動きを伴う実技試験を実施するものとし、業種特性に応じてC B T試験等で対応する場合でも、身体の動きを伴う業務遂行に資する内容とすることで、技能検定3級や技能評価試験の専門級等のレベル感以上を担保することが必要である。

### **(3) 育成労制度の送出し機関の要件として、国内監理支援機関と密接な関係を有している者は除外すること。**

育成労制度においては、在留資格「育成労」の取得は、引き続き国外からの入国者が大多数を占めることが予想される。その際に、監理団体の後継機関である監理支援機関と国外人材のマッチング機能を担っていくのは、国外の送出し機関である。

近年、送出し機関が本邦内に代理店を構え、営業活動を行うことに加えて、送出し機関の代理店が主導し、監理団体を設立しグループ企業のように活動している実態もある。また、送出し機関と契約もしくは協定を締結している監理団体に対して、当該機関の役職員を監理団体の理事長等に就任させることを執拗に迫っている事案も発生している。

今後育成労制度の施行に向け、より一層本邦の監理団体に対する圧力が強まる可能性もあり、送出し機関と監理団体は対等な関係を保持し、いずれかが支配することのないよう健全かつ適切な送出しを実現する必要がある。

### **(4) 外国人の受け入れに当たっては、適正な受け入れ人数枠を設定すること。**

我が国には、「技能実習」や「特定技能」をはじめ、「技術・人文知識・国際業務」等の就労を目的とした在留資格が整備されている。我が国の人口減少、中小企業・小規模事業者の人手不足の状況を鑑みれば、DXや省力化設備投資を積極的に進め、労働生産性を向上させる努力をした上で、外国人材を活用することは企業の事業継続のためには必要である。一方で、安価な労働力として、安易に外国人材の受け入れを促進していくことは、賃上げや生産性の向上等の経営努力を低下させ、日本人の雇用が劣後することにもつながりかねない。我が国の外国人受け入れ政策は移民政策ではなく、適正な人数を受け入れていくという認識のもと、育成労外国人や特定技能外国人の受け入れ人数枠を設定していく必要がある。

### **(5) 各都道府県に地域協議会を設けて地域の意見を所管行政庁に上申できる仕組みを作ること。**

特定技能制度の「特定産業分野」と育成就労制度の「育成就労産業分野」の設定に当たっては、所管行政庁と全国を網羅する事業協同組合、商工組合等の事業者団体の意見を聴取し、「有識者会議」での議論を経て決定される。その際、地域特有の産業等については、各都道府県に設置することができる地域協議会において、地域の産地・地場の組合等からの意見を地域協議会が受け、その適否を判断し、所管行政庁に上申できるようにする必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 育成就労制度の円滑な施行や現行制度における適正な運用

#### (1) 育成就労制度への円滑な移行のため、育成就労制度の概要や監理支援機関への申請時期・要件、経過措置等について、分かりやすく周知を行うこと。

令和6年6月14日、第213回通常国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年6月21日（法律第59号））及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」が成立し同月21日に公布された。施行は一部の規定を除き、前者は公布の日から起算して2年を超えない範囲内、後者は3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

令和7年4月28日～5月28日の期間で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」等のパブリックコメントが実施され、育成就労法・同施行規則の改正時期が令和9年4月1日となることが予定されている。

については、出入国在留管理局及び厚生労働省は、決定したスケジュール、プロセス、監理支援機関の要件、経過措置等決定事項を速やかに公開し、分かりやすく周知を行う必要がある。

#### (2) 認定日本語教育機関の認定・登録日本語教員養成のための支援策を実施するとともに、監理支援機関や育成就労実施者が相当の講習等を実施した場合の支援策を実施すること。

育成就労制度においては、入国前にA1・N5以上、特定技能1号移行時には、A2・N4以上の日本語能力を有することが原則であるが、取得できない場合には認定日本語教育機関又は登録日本語教員による相当の講習の受講により代替できることとなっている。

令和7年8月1日現在で、認定日本語教育機関は41機関に留まっており、そのうち育成就労制度における相当の講習として認められる「就労課程」を有する機関は2機関に留まっている。

登録日本語教員については未だ公開されていないところであるが、求められる日本語能力を有していない育成就労外国人が相当数入国することが見込まれることから、認定日本語教育機関または登録日本語教員の絶対数を確保しなければ、育成就労実施者は円滑に受け入れが開始できなくなることとなるため、認定日本語教育機関の認定をしようとする教育機関や、登録日本語教育を目指す日本語教員等への支援策を実施していく必要がある。

また、監理支援機関や育成就労実施者にとって、育成就労制度では同講習も含め日本語教育のために新たに費用負担が生じることから、地方自治体等による支援措置が必要である。

なお、国際交流基金が実施する日本語能力試験は、年2回の開催に留まり、日本語検定協会が実施するJ.T E S Tと比較して受験回数が少なく円滑な移行ができなくなる可能性があることや、受験者が少数となれば隣接する地域へ受験に赴かなければならない等の負担が強いられることから、試験の開催回数の増加や、全都道府県で受験会場を必ず設置することが必要である。

#### (3) 悪質なブローカー、仲介事業者の排除を行うため、国が取り締まる機関を選定し、厳格な運用を行うこと。

国際労働市場においては求人者と求職者が離れていることから、その職業紹介のコストを受け入れ企業等や外国人本人などの関係者が負担していることが多い、そこには監理団体や送出機関などが介在する仲介機能が働いている実態がある。このプロセスの中に悪質なブローカーや送出機関が関与し、外国人本人が不当な費用を負担して多額の借金を負うことになれば、来日後の活動に悪影響を及ぼす可能性もあることから、その対応が重要となる。

については、悪質なプローカーや仲介事業者を排除するため、国が取り締まる機関を新たに選定し、厳格な運用を図る必要がある。

(4) 育成就労制度への制度改正に伴う中小企業団体中央会による支援体制を強化すること。

育成就労制度への円滑な移行のためには、現行の技能実習制度の指導・支援のノウハウを有する中小企業団体中央会による指導・支援が不可欠である。これまででは、外国人技能実習制度適正化事業による指導・支援を行ってきたが、育成就労制度でも引き続き、中小企業団体中央会が監理支援機関を指導できるようにし、中小企業団体中央会の人材、指導強化に対する支援を行うべきである。

なお、今後監理支援機関への申請に向けた事業追加等の定款変更の指導・支援のため、中央会の業務負担の増加が見込まれる。そのため、定款変更の指導・支援をした件数に応じて事務費の増額等を実施する必要がある。

### 3. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

#### 重点要望事項

##### (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。

雇用保険制度は、新型コロナウイルス感染症対策時の雇用調整助成金の大幅な支出増大により財源が逼迫している。雇用調整助成金の財源となった雇用安定資金の不足分は主に失業等給付の積立金から借り入れしており、現在その返還が始まっている。令和6年12月の大蔵省折衝により一部、返還免除となったものの、今後大規模な感染症の流行や大幅な景気後退があると、このままの財政運営では適時・適切に対応することは不可能である。

このため、雇用保険二事業については、財政運営の精緻な検証により適切な保険料率を設定するとともに、財源の逼迫状況に鑑み、引き続き関係コストの精査・削減はもとより、ニーズの少ない事業については廃止を念頭に検証した上で、これまで以上にP D C Aサイクルによる目標管理の徹底強化や分野別・体系別等の事業ごとの見直し、改善を図っていくことが必要である。

##### (2) 「年収の壁」問題により中小企業の労働力確保を妨げることのないよう、中小企業・小規模事業者への支援策を講じるとともに抜本的に制度改革を行うこと。

所得税の課税対象となる103万円や、社会保険への加入・保険料の支払い義務（従業員50人超の事業所）が生じる106万円など、短時間勤務労働者が金銭負担を回避するための収入の目安、いわゆる「年収の壁」によって就業調整を行うことから、中小企業は年末の繁忙期に向けて人手不足問題が生じている。

103万円の壁については令和7年度税制改正により160万円に引き上げられ、106万円の壁については令和7年6月の年金制度改革法により3年以内に賃金要件（月額8.8万円）の撤廃、10年以内に企業規模要件の段階的な撤廃が予定されている。しかしながら、週20時間以上の所定労働時間要件は依然残されており、また、家族の扶養から外れる130万円の壁については時限的な措置はあるものの、検討は先送りにされている。今後、更なる措置がされなければ、所定労働時間や最低賃金の大幅な引上げの影響が新たな「壁」となることも懸念されており、根本的な解決には至らない。

中小企業・小規模事業者がこれら「壁の問題」によって労働力不足に陥らないために、所得税、社会保険、所定労働時間、最低賃金の各制度を整合させつつ、全体を通した抜本的な見直しが必要である。また、社会保険の適用拡大にあたっては、これまで対象でなかった事業者の保険料負担が増大することから、負担軽減となるよう税制を含めた支援措置を講じるべきである。

#### 個別要望事項

##### 1. 中小企業・小規模事業者の実態を反映した社会保険制度の構築

###### (1) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

近年、協会けんぽの財政状況は、医療費（1人当たり医療給付費）の伸びが、賃金（1人当たり標準報酬月額）の伸びを上回る状況が続き、加えて、支出全体の3割超を占めている拠出金について、

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者支援金の増加が見込まれること等も踏まると楽観できない状況とされている。一方で、ここ数年の最低賃金の引上げ等の影響で標準報酬月額に紐付く保険料収入の増加や、単年度黒字による準備金残高の増加によって、国庫補助率が引き下げる状況となっている。

被用者保険の最後の受け皿機能を今後も維持可能なものとするために、中長期的な観点で財政基盤の安定化による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、加入する中小企業の事業者、従業員双方にとって更なる負担増につながらないよう、全国平均保険料率は10%未満へ引き下げ、国庫補助率を現行16.4%から健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げる必要がある。

また、健康保険財政の安定化のため、協会けんぽ等の総合型健康保険組合等への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療に対する負担や保険料率の設定の在り方等を抜本的に見直す必要がある。

## **2. 働き方改革の着実な推進**

### **(1) 建設業や運送業の取引の適正化及びDX化等の推進のための支援拡充を行うこと。**

建設業においては、土木・建築業者や運送業者の働き方改革の影響や、昨今の原材料の不足・価格高騰による建設資材の納期遅延の影響などにより、そのしわ寄せが非常に大きくなっている。その結果、工期遵守のため休日を返上して対応せざるを得ないほか、工期圧迫に伴い、想定以上の技能者の動員による本来であれば不要な支出の増加など、中小企業・小規模事業者の事業存続に多大な影響を及ぼしている。このため、適正な工期・労務費を含めた予算設定を行うための措置を講じる必要がある。

また、運送業とりわけトラック運送においては、人手不足、高齢化、長時間労働などが深刻な状況となっている。特にドライバーの待機時間である「荷待ち時間」による長時間労働の慢性化やこの時間に対する対価の取引価格への転嫁が困難となっていることから、発注者への一層の指導・監督強化や取引環境及び長時間労働がより改善されるよう支援策の拡充や周知の徹底、荷待ち時間削減・出荷作業効率化のための積込先及び配送先におけるトラック予約受付システムの導入に係る支援などが必要である。

### **(2) 同一労働同一賃金の施行5年後の見直しに当たっては、中小企業の実態を踏まえた検討を行うとともに、「同一労働同一賃金ガイドライン」をより分かりやすく見直すこと。**

令和2年4月1日に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正が図られたが、その5年後見直しの時期であることを受け、令和6年2月より労働政策審議会職業安定分科会・雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会において、現在検討が行われている。

正規・非正規を問わず慢性的に人手不足である中小企業・小規模事業者にとっては、同一労働同一賃金の実現は、人材確保の側面からも有効である。同一の職務に就いていても、労働者の業務の範囲や役職に応じた責任の大小等による合理的な待遇差を設けることは認められてきた。これまで運用されてきた実績を踏まえて、慎重に制度見直しの検討を重ねるべきである。また、企業が待遇改善の状況を自主点検するためのガイドラインやマニュアル等について、労働条件や待遇に関する具体的な項目を明記する、前回制度改正後に最高裁判所が示した正規雇用労働者と非正規労働者の

不合理と認められる待遇差を追加するなど、現行の仕組みをベースに事業者の声を踏まえてより一層、実用的な内容へと改訂する必要がある。

(3) **働き方改革の5年後見直しにおいては、「より働きたい」と考える労働者の柔軟な雇用を促進し、中小企業の人手不足の解消を図ること。**

働き方改革が推進され、所定外労働時間に制限がある中で、収入の増加や自己実現等のために、「より働きたい」と考える労働者が存在している。人手不足の中小企業・小規模事業者にとって、そのような主体性と積極性の下に「より働きたい」と考える労働者を活かすことは労働力確保のために有効である。

働き方改革の5年後見直しにおいては、中小企業・小規模事業者の負担が増えないよう配慮のうえで、「より働きたい」と考える労働者の柔軟で多様な雇用を促進するための制度改革や支援策の創設により、人手不足の解消につなげる必要がある。

(4) **副業・兼業労働者の労働時間管理は企業毎に行うよう、労働時間の通算規定を改正すること。**

現在、兼業・副業を行う労働者の労働時間管理は、本業における労働時間と副業・兼業における労働時間とを通算する必要があり、本業で8時間の労働を終え、副業・兼業先で1時間働いた場合には、当該1時間は時間外労働とみなされ、副業・兼業先は割増賃金を支払うこととなる。また、副業・兼業が自営業やフリーランスの場合には労働時間の通算の対象外であり、本業の事業者も副業・兼業の事業者も労働時間管理が煩雑となる。中小企業・小規模事業者は複雑な労働時間管理に対応しなければならないことから、必ずしも雇用の促進にはつながらない。

については、労働基準法第38条の労働時間の通算規定を改正し、労使の合意がある場合、副業・兼業労働者の労働時間管理は企業毎とするべきである。

## 4. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策

### 重点要望事項

#### (1) 中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成に伴う支援策を強化・拡充すること。

中小企業・小規模事業者は慢性的な人手不足であり、事業存続のためには、人材の確保が急務である。人材の確保のためには、賃金の引上げをはじめ、労働条件や労働環境を改善し、人的資本投資を進めて魅力や競争力を向上させることに加えて、ハローワーク等におけるマッチング機能を積極的に活用する必要がある。

また、経済のグローバル化、産業構造の変化、I o TやA Iをはじめとする技術革新の進展により、必要とされる専門的な知識、技術・技能はより一層高度化しており、従業員に対する教育訓練やり・スキリング支援の充実、デジタル技術の活用、脱炭素社会への対応等、社会経済の潮流に沿った事業を行うことが求められる。多くの中小企業・小規模事業者では、リ・スキリングに対する理解やI T導入を先導するD X人材、環境問題に取り組むG X人材などが不足しており、進展が遅れている。

このため、資金や人材の面で脆弱な中小企業・小規模事業者に対しては、①ハローワークのマッチング機能の強化による人材確保支援②業務改善助成金やキャリアアップ助成金等をより使いやすいものとする制度の更なる拡充（対象・助成率・上限額の拡大）③中小企業組合が組合員たる中小企業・小規模事業者に対して行う「人づくり」への支援強化が必要である。

組合では、従来から教育情報提供事業（研修のみならず独自資格制度の運営）等を通じた組合員企業の人材確保・育成を担ってきている。こうした労働環境の改善などを包括的に実施する人材の確保・育成に向けた組織での取組みに対し、助成金の増額等を含めた支援策をより一層拡充していくことが必要である。

### 個別要望事項

#### 1. 人的投資の促進や就業環境整備に向けた取組みの推進

##### (1) U I Jターン等による地方中小企業・小規模事業者の人材確保を行うこと。

我が国の生産年齢人口が減少する中、中小企業の人手不足感は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査（第180回（2025年4－6月期））「従業員数過不足D I」を見ると全産業で-23.0とマイナス値を記録しており人手不足の状況が際立つ。若年労働者は都市部の大企業を志望する傾向があり、とりわけ地方の中小企業・小規模事業者における人材確保は急務である。

人手不足に苦慮する中小企業・小規模事業者にとって、U I Jターンによる即戦力人材の確保は有効な手段となっている。これを実現するためには、U I Jターン希望者、廃業した企業の人材、M& Aの際の転職する人材等に関する一元化したデータベースの構築が求められる。

なお、地方での就職を促進するためには、利用が低調な早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）に代えて、既存の「地方就職希望者活性化事業」（東京都及び大阪府のハローワークに設置する「地方就職支援コーナー」での専門相談員による地方の職業紹介、求人・生活情報提供、地方

企業の面接機会提供など) の実施都市の拡充や、地方就職を検討する若年層を対象とした 46 道府県「LO 活プロジェクト事業」等の拡充、支援内容の周知が必要である。

また、地方中小企業・小規模事業者に対する新規学卒者等とのマッチングやインターンシップ等の地方就職の促進に資する支援の拡充・強化が必要であり、地方中小企業・小規模事業者に就職した若年労働者については定着するための支援策の拡充・強化が求められる。

(2) **女性・高齢者等の就業・キャリア継続支援策を拡充・強化すること。**

人手不足を解消するためには、女性・高齢者の活躍推進が不可欠であり、高い能力や技術、ノウハウを有しながら、育児や介護等で離職した女性、長く働きたいと考えている高齢の求職者と中小企業・小規模事業者とのマッチング支援を強化する必要がある。

女性活躍については、国として女性活躍推進の方向性を打ち出していることを歓迎する一方で、雇用管理上の措置や情報公表等の中小企業への適用拡大等に当たっては負担が過大となる懸念があることから、きめ細かな周知と事業主の負担を軽減するような支援施策や助成措置が必要である。

また、子の出生後の職場復帰等を促進するための両立支援助成金や、有期契約・派遣労働者等の非正規雇用の女性の正社員への登用に伴う賃金改定等を実施するためのキャリアアップ助成金のより一層の拡充が必要である。

高齢者雇用については、令和3年4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により企業規模を問わず70歳までの就業機会の確保が努力義務化された。また、令和7年4月からの施行では、65歳までの雇用機会の確保が義務化されており、高齢者活躍が促進される一方で、令和7年4月に施行された改正雇用保険法では高年齢雇用継続給付金制度が縮小され、高年齢労働者待遇改善促進助成金が廃止されている。高齢者の労働参加を促すための十分な周知と、職場環境整備のための助成措置の両面での支援拡充が必要である。

(3) **仕事と介護の両立に向けた取組みに対する支援の拡充を行うこと。**

仕事と介護に追われる「ビジネスケアラー」は増加しているものの、実際その両立は難しく就業継続できずに離職にいたることも多い。企業にとって勤労意欲のある人材を失うことは大きな損失であるとともに従業員にとっても収入源が断たれるなど、社会的な問題となっている。

令和6年の育児・介護休業法の改正では、令和7年4月より事業主に介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度が強化され、従業員に対する両立支援制度の早期の情報提供や雇用環境の整備、介護に直面した労働者への個別の周知と意向確認等が義務づけられた。

こうした両立支援に企業が取り組むために有効な「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」を充実させるとともに、地域の中小企業・小規模事業者を対象とする支援拠点の整備を進め、介護関連サービスの情報提供やセミナーの実施等の制度利用に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者への新たな支援策や助成措置を備えていくことが必要である。

(4) **改正労働安全衛生法等の段階的な施行に当たって周知を徹底するとともに支援策を講じること。**

また、「一般健康診断制度」の検査項目の追加への慎重な対応を行うこと。

令和7年5月14日に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布され、令和8年1月1日より段階的に施行されることとなった。

改正の内容は、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進（労働災害防止対策へ個人事業者等も対象化）、②職場のメンタルヘルス対策の推進（労働者50人未満の事業場もストレスチェックの実施の義務化）③化学物質による健康障害防止対策等の推進（化学物質の譲渡等実施者の通知義務

違反の罰則化)、④機械等による労働災害の防止の促進等(ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部(設計審査)や製造時等検査における民間の登録機関の実施範囲拡大)、⑤高齢者の労働災害防止の推進(必要な措置の実施を努力義務化)等となっている。

労働者の安全を守ることは事業者の責務であることから、事業者に対して丁寧な周知が必要である。高齢者の労働災害防止を推進するに当たってはエイジフレンドリー補助金の活用が有効であり、今後の施行を見据えた周知が必要である。

また、労働安全衛生法に定める「一般健康診断」の検査項目は、事業者が対応するべき法的義務事項であることから必要最小限の項目に限定している。女性特有の疾病の配慮等については同法の「一般健康診断」とは別の有効な取組みで行うこととするなど、検査項目の追加には慎重に対応していく必要がある。

## **2. 障害者雇用対策**

(1) 障害者を積極的に雇用する中小企業・小規模事業者、特に、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業・小規模事業者に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等の拡充を行うこと。

令和2年4月より障害者雇用促進の取組みが優良な中小事業主を認定する「もにす認定制度」が創設され、以降、令和7年5月28日時点で524事業主が認定されている。また、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務づけられ、令和6年4月には法定雇用率2.5%への引上げ、さらに令和8年7月に2.7%へと引き上げられる。

こうした取組みもあって、我が国の障害者雇用は、令和6年6月1日現在、民間企業で雇用される障害者の数は67万7461.5人、実雇用率2.41%といずれも過去最高を更新した。令和7年6月25日公表のハローワークの就職状況でも2年連続過去最高となり、確実に進展している。

一方で法定雇用率未達成の企業は約半数で、そのうち57.6%は障害者雇用ゼロ企業であり、規模が小さいほど割合が高く、40人以上100人未満企業では9割が雇用ゼロ企業である。

中小企業・小規模事業者、特に障害者雇用ゼロ企業の中小企業・小規模事業者においては、厳しい経営状況や、受入れのための環境整備、ノウハウ不足等の課題を抱えており、これら課題の解決に向けて、ハローワーク等公的支援機関のジョブコーチによるコンサルティング支援(支援人材の育成支援も含む)や、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース等)、トライアル雇用助成金等、障害者雇用の維持・拡大につながる助成措置を一層拡充していく必要がある。なお、財源は雇用保険料、健康保険料など、事業者の今以上の負担増加につながらない形で措置することが求められる。

また、法定雇用率を超えて障害者を雇用する中小企業・小規模事業者に対しては、金融・税制面の優遇措置、及び官公庁入札における優先発注等のインセンティブを拡充する必要がある。

障害者雇用を一層促進するためには、納付金制度の適用事業所の範囲拡大といった強制力を伴う雇用促進策ではなく、例えば、高齢障害者の長期継続雇用を行った企業には調整金・報奨金を増額する、雇用率カウントを上積みするなど、企業自ら積極的に取り組むためのインセンティブや雇用福祉政策との連携により、障害者の高齢化なども見据えた社会環境の整備・充実が必要である。

(2) 納付金制度の適用事業所の範囲拡大をしないよう配慮すること。

納付金制度は、常用労働者の総数が40人を超える事業所に義務づけられる障害者の法定雇用率2.5%（令和8年7月より2.7%、37.5人超の企業）を達成できない場合に、100人超の企業は納付金を納めなければならず、その納付金を財源として、障害者雇用調整金、報奨金等の各種助成金を支給するものである。

人手不足である中小企業・小規模事業者において、障害者の雇用は人材確保の側面からも有効であるが、障害者雇用への理解・ノウハウ、支援人材、環境整備等が不足している。現状では、適用拡大しても多くの中小企業・小規模事業者は法定雇用率を達成できずに納付金を納めることとなり、政府が目指す障害者雇用の促進には繋がらない。人的資源・経営資源が不足する中小企業・小規模事業者は大企業との比較において人材獲得力に乏しい実情を踏まえ、人材の限られた地域においては、中小企業に対し優先的なマッチングや企業ニーズに合わせた各種支援策の充実を図る必要がある。また、ハローワーク等の公的機関や認定を受けた相談援助事業者等による現行のマッチング支援策等の効果検証が必要である。

そのため、一律的な適用拡大については慎重に検討するべきである。

#### （3）就労継続支援A型事業所を雇用率制度の対象事業所として引き続き取り扱うこと。

就労継続支援A型事業所については、地域に根ざした障害者の就労の受け皿として、障害種別や就労能力の個人差がある障害者の生産活動の拠点となっており、一般就労移行支援等の社会的な役割を担っている。また今後、加齢などにより一般就労が難しくなった高齢障害者の受け皿としての役割も期待されている。一方で、雇用政策と福祉政策の両制度にまたがることから、雇用率制度や調整金、報奨金の対象外とするべきという意見もあるが、仮に対象外とされがあれば、福祉事業活動における令和3年度の報酬改定以降事業運営が厳しい状況もあり、廃業が今後も増える恐れがある。このような状況の下では、障害者が就労先を失うなど、地域社会への影響が大きくなることが懸念される。

そのため、今後も地域における障害者の就労先の選択肢として、就労継続支援A型事業所は必要であり、まずは現状の役割や課題を踏まえた上で、国は雇用・福祉の両政策の連携によって障害者の一般就労移行支援の機能強化を図りながら、引き続き存続させる必要がある。雇用率制度や納付金制度の対象から除外することで事業所運営に影響を与える事態は避けるべきである。

#### （4）事業協同組合等算定特例制度を改定し、使いやすい制度とすること。

個々の中小企業・小規模事業者の取組みだけでは、障害者雇用を進めることに困難がある場合、複数の中小企業・小規模事業者が共同で雇用機会を確保することができる「事業協同組合等算定特例」（以下「算定特例」という。）は有効な対応策となり得る。しかしながら現行制度は、雇用促進事業や営業上の関係、さらには参画した事業者がそれぞれ数年以内に人数要件を達成しなければならないなど、利用しにくい側面がある。

よって、中小企業・小規模事業者が算定特例制度を効果的に活用できるようにするために、現行の企業のグループ特例制度と同様に、制度を改定していく必要がある。

また、算定特例を受けている者に対して、官公需における発注が優先的に行われるよう配意するとともに、厚生労働省ホームページや都道府県労働局を通じて、改めて制度の周知徹底を図り、利用促進に繋げることが必要である。

### 3. 国による職業訓練機能等の拡充・強化

## **(1) 国による職業訓練機能の拡充・強化を行うこと。**

国等は中小企業・小規模事業者の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり技能者等の育成、中小企業・小規模事業者の技術・技能継承への支援をより一層推進する必要がある。

全国どの地域においても訓練が受講できるよう、国、都道府県、訓練実施機関、産業界等の関係者による連携を強化し、安定的・持続的な職業訓練機能の充実・強化を図る必要がある。

## **(2) 地域産業を支えるものづくり中小企業・小規模事業者の技能者の養成、中小企業・小規模事業者の技術・技能の支援を行うため、技能検定制度の見直し、拡充を推進すること。**

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、技能検定の合格を目指していくことは、ものづくり産業等における技能者の育成に有効である。しかしながら、現在の技能検定の試験内容は、職場では普段使用しない機械を使わなければならぬ、機械化されている作業を手作業でやらなければならない等、現場の普段の業務とは齟齬が生じているため、当該職種・作業で求められる技能の定義と試験内容は時代に即してアップデートしていく必要がある。

また、中央職業能力開発協会では、厚生労働省から委託を受けて、若年技能者人材育成支援事業を実施しており、実務経験等の要件を満たした1級技能士等を「ものづくりマイスター」として認定し、中小企業や学校等へ実践的な実技指導を行っている。このものづくりマイスターの派遣は、技能継承の観点から有効であり、当事業によるマイスター認定数、派遣件数も伸びている現状からすれば、中小企業等におけるニーズも高いものと考えられ、より一層予算の拡充等が必要である。

## **(3) 団体等検定制度の積極的な周知と活用促進を行うこと。**

団体等検定制度は、中小企業組合を含む事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するものであり、令和6年3月に制度として創設され、令和7年3月11日時点で3団体3職種（家政士団体検定（公益社団法人日本看護家政紹介事業協会）、陸災防フォークリフト荷役技能検定（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）、日本躯体コンクリート打込み・締固め工団体検定（一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会））が認定されているところである。

団体等検討制度に期待される効果としては、①技能の見える化・標準化、②従業員のモチベーションアップ、③若手従業員の定着・新入社員の採用、④地域産業振興に貢献、が挙げられる。また、事業主団体等としても制度利用を検討する際には、技能者像を明確化し検定で測ろうとする技能のレベルの整理や職務内容を「仕事」の単位で切り分け、それぞれの「仕事」を構成する一連の「作業」を整理し、求められる「技能」と「知識」とを明確化する必要がある。その結果として、業界標準的な技能の確立につながることを期待できる。そのため、説明会開催等の積極的な周知と活用促進のための支援施策や助成措置が必要である。

## **(4) 2028年技能五輪国際大会の開催に向けた機運醸成を図ること。**

厚生労働省では、令和5年12月より、2028年技能五輪国際大会（日本・愛知大会）招致に向けた有識者検討会を組織し招致活動を行い、令和6年9月に日本での開催が決定した。令和7年8月7日には、一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会の設立時理事会が開催された。

技能五輪国際大会は、22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的に隔年で開催されており、幅広い職種を対象とする、唯一の世界レベルの技能競技大会である。今回日本で開催されることにより、我が国のものづくり産業等における技術力を海外にPRできる絶好の機会である。

組織委員会理事会の設立は、2028年開催に向け、国、地方公共団体、本会を含めた事業者団体、関係機関が参画し、本格的な取組みのキックオフとなったことから、大会の成功を目指して、ものづくり産業における技能振興、技術継承に一層取り組むとともに、引き続き機運醸成のために国内外へのPRに力を入れていく必要がある。

### III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

#### 1. 中小企業金融施策の拡充

##### 重点要望事項

###### (1) 事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手續の簡素化を図ること。

新型コロナウイルス関連借入金の返済本格化により返済負担が増加するなか、燃料・原材料の価格高騰、不安定な海外情勢、人手不足、賃上げ要請、金利上昇も重なり、収益による返済原資確保が困難となり資金繩りが非常に厳しくなっている。中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、休廃業・解散など事業継続を断念するケースも増加していることから、引き続き据え置き期間の延長や、条件緩和等による資金繩り支援の強化・拡充を図るとともに、事業承継を含む、継続的な経営支援が不可欠である。

金融機関には、廃業や円滑な事業再建、事業承継に向けた支援として、金融機関相互間の調整、取引先との関係整理、第三者承継を含む事業承継の促進、加えて再チャレンジや新規分野への進出を後押しする総合的な支援策の徹底が求められる。

政府の掲げるデフレ完全脱却を実現するために、既存債務の条件変更や借り換えニーズへの柔軟かつ的確な対応による資金繩り支援を行いつつ、各支援機関が連携して、弾力的に支援窓口機能等を充実・強化すること。

加えて、下請法改正に伴う支払サイト短縮が徹底されるよう、行政指導等を行うとともに、ファクタリング利用時においても支払サイト短縮が徹底されるよう運用強化に資する措置を講じること。また法施行により資金繩り負担が増加する事業者への支援措置を講じること。

事業転換やDX・省力化などの資金支援についても積極的に応じることで収益力の向上を後押しし、資金調達の円滑化と成長戦略の両面を実現しうる支援を拡充することで借入依存体質からの脱却を後押しすること。

###### (2) 金利上昇に伴う中小企業・小規模事業者の設備投資の遅れや縮小を防止し、競争力の強化を図るため、経営力向上計画に認定された設備投資にかかる資金調達に対して利子補給制度を創設すること。

日銀金融政策の変更に伴い金利が上昇し、今後も同様の傾向が継続することが見込まれている。間接金融による資金調達が主体の中小企業・小規模事業者にとって、金利負担が設備投資の大きな足かせとなっている。活発な設備投資による競争力強化を後押しするための支援策として、経営力向上計画の支援措置に、新たな計画に基づく設備投資借入に対する利子補給制度の創設を要望する。

###### (3) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの取組みを強化するため、融资条件・債務返済条件の緩和、及び金利適用の考え方等、要件の見直しを行うこと。

現行制度では、期限到来後の一括返済（返済期限5～20年）や、金利面で税引き後当期純利益が0円以上の場合には割高な金利が適用されてしまう等、厳しい条件があることから、中小事業者等にとって利用へのハードルが高いものとなっている。特に黒字転換の認定については、税引き後

当期純利益が黒字であったとしても繰越欠損がある場合や、黒字が少額である場合等、実態に応じた判断が必要である。

**(4) 大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。**

震災や台風等、大規模自然災害で被災した事業者の中には、新型コロナウイルス関連借入により多重債務を抱えている事業者も多く、当初設定した据え置き期間が終了し元金返済が既に始まっている。そうした事業者に対しては、多重債務の負担軽減という観点から、利子負担の軽減や債務の減免等の支援策を講じるとともに、資金の出し手である商工中金や日本政策金融公庫が支店・出張所における相談窓口等の増設、オンライン申請の拡大等の体制強化や制度融資の継続等を円滑に行えるよう十分な措置を講じることが必要である。

## 個別要望事項

### 1. 中小企業の資金調達の円滑化

**(1) 各種金融支援策の維持拡充を図ること。**

被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギー・人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、新規事業展開のための設備投資、新たに活力を生み出す創業支援等の資金需要に引き続き万全の措置が求められる。特に最近は資金繰り円滑化の観点から、既存債務の条件変更や借換えニーズに柔軟に対応していくことが必要であり、政策金融・信用保証制度も含めた弾力的な運用が必須である。

また、生産性向上に向けた取組み等も引き続き必要であり、新規事業展開等を図るための設備投資や時代のニーズに合わせキャッシュレス決済の導入、SDGsやESG投資、DX推進、省エネ、グリーン化、省力化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対してもシステム導入費用の一部助成等、優先的・積極的な金融支援を行っていく必要がある。

**(2) 信用保証制度の充実、強化を図ること。**

- ① 無担保保証枠（一般枠8千万円、特別枠8千万円）の上限を引き上げる等の措置を講じること。
- ② 事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）について、適用要件の緩和や上乗せ分の保証料率の一部を国が補助する制度の拡充や時限措置の撤廃等の措置を講じること。

生産性の向上や新規事業展開を図るための設備投資に加え、SDGsやESG投資、DX推進、省エネ、グリーン化、省力化等、今後の中小企業・小規模事業者の事業回復のプロセスにおいて、多様な局面での資金ニーズが増加している。一方で、既往の保証債務があるため、信用保証制度を利用した機動的な資金調達が困難になっていることから、特に無担保保証枠の拡大について柔軟な対応が必要である。

また、2024年3月から、事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）が開始されたが、直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと等の要件を満たす必要がある。加えて、当初3年間（2027年3月末の時限措置として、上乗せされる保証料率の一部を国が補助する措置が講じられているが、制度の利用促進のために、直近の決算期が償却前黒字であれば利用できる等の要件の緩和を図るとと

もに、保証料の補助率の引上げや時限措置の延長や撤廃等の措置を講じる必要がある。

(3) **商工中金の役割・機能強化を図ること。**

商工中金は常に中小企業金融を支える重要な役割を果たしており、中小企業者にとって必要不可欠な存在である。危機時におけるセーフティネット機能を發揮するとともに、中小企業組合及び構成員の事業の継続・成長発展のために、事業性評価に基づく融資や高リスク事業に対する融資といった重要分野支援でビジネスモデルを確立し、リスク評価が困難な分野への呼び水効果で民間金融機関との協調融資を実現するなど、中小企業の成長への資金供給等においても重要な役割を果たしてきた。

本年6月に改正商工中金法が施行され、今後一層ニーズが高まる再生支援、事業承継・M&Aなどの分野を強化するなど、従来型の金融を超えた複合的なサービス提供に取り組むこととしている。引き続き「中小企業による中小企業のための金融機関」として役割を強化し、政策機能が発揮出来るよう十分な措置を講じるとともに、これまで以上に事業者に寄り添った支援を行い、地域経済並びに事業者の抱える課題の解決を図ること。加えて、商工中金の危機対応融資については、迅速に資金供給を行い、責務を果たすこと。

(4) **日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化を図ること。**

日本政策金融公庫は、中小企業金融に関わる公的金融機関として、政策金融に係る資金提供の円滑化を図るための貸付制度の規模・対象業種の拡充・金利優遇措置を講じるとともに、引き続き災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常事態時にセーフティネット面で重要な役割を果たせるよう、その機能を維持・強化する必要がある。

また、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等、一連のスタートアップ・創業支援は、開業率増加の観点からもその機能を継続・強化できるよう措置が必要である。

(5) **信用組合の地域金融機能を堅持すること。**

信用組合は、相互扶助の精神の下、地域の中小零細事業者を支える地域密着型の金融機関として重要な役割を担っており、一律に規模の拡大を求めるものではなく、独自性を追求する信用組合についても十分な支援を行い、地域中小企業の要請に積極的かつ持続的に応えられるよう、信用供与の円滑化、経営体質の強化について、引き続き全面的に支援する必要がある。

(6) **高度化融資制度の要件緩和・活用拡大を図ること。**

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」に沿った貸付けの推進
- ② 既存融資の返済猶予・償還の減免措置等
- ③ 全都道府県での対応・独自貸付の創設
- ④ 審査期間の短縮化

「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、組合役員の連帯保証の見直し等、個人保証に依存しない貸付けを引き続き推進する必要がある。特に組合共同施設に対する貸付については、組合役員の連帯保証よりも商工中金の債務保証制度や物的担保を優先すべきである。また、高度化融資は借入期間が超長期となるため、その間に相続が発生し、相続人が事業を承継しない場合には、相続人への債務の返済は免除できるよう柔軟に対応することが必要である。なお、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、中小企業基盤整備機構は、令和3年2月に、高度化融資の都道府県向けガイドラインの改正を行い、高度化事業の貸付制度において債権保全手段を取る必要がある場合には、貸付対象物件のみ又は担保に代えて商工中金等の金融機関保証による保全等、原則として個人・法人保証に依存しない債権保全手段とする方針を定めている。しかしながら、この対応については各都道府県での条例改正

が必要であり、未だに条例改正をしていない都道府県がある等、都道府県ごとで対応に差が生じております、一部の都道府県では依然制度が改正されておらず、対応していない状況となっている。このため、各都道府県においては、貸付規則等を改正し、本ガイドラインの内容を早期に実現するよう要望する。

長期間に及んだ新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害の影響を受けている事業者や、エネルギー・原材料価格の高騰の影響を受けている事業者、価格転嫁が進まず資金繰りに支障を来す恐れるある中小企業・小規模事業者等に対しては、引き続き償還猶予の特例の継続や据え置き期間の延長等、経営安定に向けたより一層の柔軟な対応が必要である。特に、倒産・廃業により脱落した組合員の債務を肩代わりした組合等において、高度化資金借入の返済が困難となっているケースや、最終償還期限を目前に控えながらコロナ禍により売上が激減し、償還財源の確保が困難になっているケース等があり、こうした事業者に対しては返済猶予、期限延長（15年もしくは20年）、据え置き期間の見直し等、柔軟に対応することが必要である。

また、組合員の私的整理のケースでは、債務者の組合と債権者である都道府県との間で、債権カット、利息減免等の調整が困難となり、損失処理が先送りとなってしまうケースがある。中小企業活性化協議会等の公的機関の活用を前提とした、私的整理の円滑な進行に向けた制度設計も今後必要である。

中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度が、これまで中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割は極めて大きい。高度化事業は、団地・商店街等を取り巻く環境が大きく変化し、耐震、省エネ、感染症対策等のためのリニューアルニーズも強いことから、迅速かつ柔軟に多くの組合が積極的に活用できるよう、貸付要件、審査期間の短縮、既往融資の条件変更や借換え対応の柔軟化を含めた制度の再構築を講じる必要がある。

一方で、高度化融資制度は国の制度でありながら、各都道府県の財政状況の悪化やマンパワー不足等により予算措置を講じることができない都道府県が見受けられる等、対応できない都道府県があることから、高度化融資制度が全都道府県で利用できるよう、制度の見直しを講じる必要がある。都道府県の負担を伴わない中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行える新たな制度の創設が必要である。また、財政状況が悪化している都道府県に対しては、中小企業基盤整備機構がその財源を都道府県に融資する制度の創設も必要である。

また、都道府県の対応（予算確保、審査、議会対応等）に長期間を要し、団地組合の迅速な意思決定（特に組合員のリニューアル事業等）に対応できていないことから、中小企業基盤整備機構は、国及び都道府県と協議の上、卸商業団地がリニューアル、再整備（建て替え）等を行う上で迅速に対応ができるよう、手続きの簡素化も含めた高度化融資制度の見直しを要望する。併せて、新規事業を伴わない団地内インフラのリニューアル及び修繕にかかる補助金・金融支援策の新規創設・強化・拡充を実現すること。

#### （7）中小企業倒産防止共済（通称：経営セーフティ共済）の貸付制度の見直しを図ること。

中小企業基盤整備機構の経営セーフティ共済は、共済金の借入を受けた際、借入額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する仕組みとなっていることから、条件を見直し、加入者の負担軽減を行う必要がある。

加えて、取引先の倒産による連鎖倒産や経営難を防止するための制度であることから、貸付実行手続きをできるだけ迅速に行うとともに、共済金の上限額（現行8,000万円）の引上げや共済に加入して間もない事業者であっても本制度を利用可能にする等セーフティ機能の一層の発揮に努め、利用者

の利便性向上に寄与する制度に見直しを図るべきである。

#### (8) 借入金利上昇による資金繰りへの影響に対する支援策の拡充・強化

賃上げや物価高によるコストに加えて金利負担も増加すると、資金繰り負担増加により中小企業・小規模事業者の倒産や廃業に拍車がかかることも懸念される。中小企業・小規模事業者においては物価と賃金の好循環を実現出来る経営環境とはなっていないことから、「当分の間」または「経営環境が整うまでの間」は政策金利引上げを行わないこと。

急激な金利上昇が生じた場合、利子の補給や優遇措置など、政策金利の引上げによる影響が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼないよう柔軟な対応を行うとともに、各種金融支援策の拡充・強化を行うこと。

## 2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

### (1) 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底と個人保証に依存しない融資慣行を普及させること。

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の「個人保証」という大きな負担を軽減し、創業や早期の事業再生、思い切った事業展開や円滑な事業承継の実現等により、産業活性化を図るために制定され、周知もされてきているが、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は、令和5年度において政府系金融機関は約6割、民間金融機関は約5割弱と実績面がまだ不十分である。

このような現状において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、国は令和4年12月に「経営者保証プログラム」を策定した。プログラムの主な内容は、①経営者保証を微求しないスタートアップ・創業融資の促進、②民間金融機関による融資における保証微求手続の厳格化、③信用保証付き融資において経営者保証の提供を選択できる環境の整備等であり、令和5年3月からは、一定の要件を満たす創業予定者や創業5年末満の法人を対象とした経営者保証を不要とする保証制度が開始された。また、本年3月には保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等が創設され、その取扱いが開始されている。

深刻化する人手不足、原材料・エネルギー価格の高騰等による収益の悪化で事業継続に不安を抱える中小企業・小規模事業者の経営者保証による負担を軽減し、積極的な事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継等を促進するために、国は「経営者保証ガイドライン」の活用を推進するとともに、

「経営者保証プログラム」を着実に実行する必要がある。経営者保証に依存しない融資制度の推進のために必要な専門家の協力が得られるよう、専門家派遣事業を強化する等予算措置を行うこと。

併せて、人的保証等に依存しない融資慣行が定着するよう、金融機関に対してガイドラインの更なる周知徹底と積極的な活用を促す必要がある。

### (2) 事業再構築等を行う中小企業が円滑に資金調達を行えるよう、民間金融機関による事業性評価融資の拡充など、制度の充実を図ること。

DXやGX等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形固定資産を持たないスタートアップを含めた中小企業等にとって、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、企業の成長のための資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

経営者保証を不要とする融資制度が始まり、思い切った事業展開を行うことが可能となりつつある。しかしながら、企業の事業内容や保有するノウハウを評価して融資を行う事業性評価融資については、制度はあるものの一部の民間金融機関での実施にとどまっている。スタートアップを含めた中小企業

が自社で保有するノウハウや無形資産が評価され、成長資金が調達できる制度の拡充を民間金融機関へ働きかけるとともに、民間金融機関が主体となって投資型クラウドファンディングを組成し資金調達の多様性を確保できる等の制度の構築が必要である。

(3) 約束手形の利用廃止や小切手全面電子化、企業の技術力やキャッシュフローの成長性を担保とする「企業価値担保権」創設に向けた必要な措置を講じること。

IT等のシステム環境が未整備である中小企業・小規模事業者にとって、紙の手形の利用廃止及び電子化への円滑な移行ができるよう、必要な情報提供や普及啓発などの周知を徹底するとともに、電子化に向けたシステム構築に係る各種支援や資金繰り支援等、必要な措置を講じることが必要である。約束手形の利用廃止や小切手全面電子化は、産業界及び金融界双方の事務負担・コストやリスク軽減に寄与することに加え、下請代金の支払サイトの短縮化も期待されることから、でんさいネットにおける各種施策の活用や、使いやすいファクタリングサービスの提供に対する中小企業・小規模事業者向けの新規導入ITサポート等についても必要な措置を講じる必要がある。

また令和6年6月、独自技術やブランドを含む企業の価値全体を担保とした融資を後押しするための「事業性融資推進等に関する法律」が成立し、不動産がない企業でも、事業の将来性や顧客基盤など目に見えない価値を担保に融資を受ける「企業価値担保権」が活用でき、新制度は2026年度にも始める予定となっているが、その運用に当たっては、社会課題解決に資するスタートアップ等が成長資金を調達できるよう、借り手にとって使いやすいよう必要な措置を講じることが必要である。

(4) 中小企業・小規模事業者を取り巻く情勢が複雑化する中で、支援機関が連携して課題解決に対する支援を行うこと。

中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点の3機関の連携強化は、返済負担や事業再構築・廃業等様々な経営課題を抱える中小企業に対してシームレスな橋渡し・共同支援が実効されるよう「3機関連携（橋渡し）に係るチェックリスト」など具体的な支援ツールの広報を強化するとともに、3機関による連携支援データを共有・活用できるよう予算措置を講じ、3機関の連携支援がデータに基づく支援となるように推進する必要がある。

## 2. 中小企業・組合税制の拡充

### 重点要望事項

(1) 中小法人の法人税率の軽減措置について、税率の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、その措置を恒久化すること。併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえでその措置を恒久化するとともに、企業組合、協業組合も措置の対象とすること。

中小法人の法人税率は、年 800 万円以下の所得金額について、本則において 23.2%から 19%に軽減されているところ、租税特別措置法の規定によってさらに 15%（所得の金額が年 10 億円を超える事業年度については 17%）にまで軽減されている。多くの中小企業・小規模事業者は、昨今の物価高騰や人件費上昇等により収益確保に苦慮している状況下にあり、国際競争力を高め、国内投資や雇用を創出するためには、軽減税率の更なる引下げと適用所得金額を撤廃し、同措置を恒久化して、経営基盤を強化し続けることが必要である。あわせて、中小企業組合の組合員企業の課題解決や地域貢献等に向けた活動を支援するため、年 800 万円超の所得について 19%、年 800 万円以下の所得について 15%（所得の金額が年 10 億円を超える事業年度については 17%）となっている協同組合の軽減税率をさらに引下げ、適用所得金額を撤廃し、その措置を恒久化して、経営基盤を強化し続けることが必要である。また、株式会社と同様の税率が適用されている企業組合、協業組合は、事業協同組合と同様の軽減税率を適用するべきである。企業組合と同様の生産組合に類する農事組合法人、漁業生産組合及び生産森林組合は、法人税法上は「協同組合等」として取り扱われており、公平性を欠いていることから、早急に取扱いを平等にする必要がある。

(2) 事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに、事業承継税制について、以下の措置を講じること。

- ① 特例承継計画の提出期限の延長
- ② 相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長
- ③ 手続きの簡素化

また、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大などの措置を講じるとともに、中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置を拡充すること。

特例措置が創設された 2018 年より 7 年が経過し、経営者の年齢層のピークは 60 代、70 代から 50 代へと移行しているが、依然として 60 歳以降の経営者が一定数存在していることに加え、75 歳以上の経営者は増加傾向にあり、事業承継を行うことができず、いまだ経営を担っている層が存在している。引き続き中小企業の円滑な世代交代を後押しし、地域経済活性化や地域の雇用維持を図るために、事業承継が円滑に行われるよう支援制度をさらに充実させることが必要であり、事業承継税制の令和 8 年 3 月末までの特例承継計画の提出期限を延長、法人版事業承継税制においては令和 9 年 12 月末、個人版事業承継税制においては令和 10 年 12 月末までの相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長を行う必要がある。

加えて、事業承継税制の申請にあたり税理士や公認会計士等の専門家だけでなく認定経営革新等支援機関でも事業者の支援が可能な水準まで手続きを簡素化するとともに、認定後の年次報告書と継続届出書等の提出の簡素化又は廃止する必要がある。

また、個人版事業承継税制の特定事業用資産に事業上の現預金・棚卸資産などの流動資産を含めるといった対象範囲の拡大などの措置を講じる必要がある。併せて、中小企業組合を活用した組合員企業の事業承継支援の予算措置を講じるとともに、企業組合・協業組合の持分の承継・譲渡においても、贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度の対象とするなど、事業承継税制の見直しを行う必要がある。

**(3) 消費税のインボイス制度について、各種経過措置の恒久化や適用期限の延長を行うとともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の延長などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用とすること。**

**併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例を設けること。**

中小零細事業者及び中小零細事業者を構成員とする事業協同組合等の多くは、インボイス制度導入により、事務処理や会計システムの改修、変更でより一層のコスト負担が必要となり経営を圧迫している。加えて、インボイス制度導入後の経過措置の終了により取引先からの除外や不当な値下げの要求、納税額の増加等により廃業、倒産する企業や組合の解散が増えることが懸念される。こうした状況や実態を十分に踏まえ、小規模事業者の負担軽減に有効である税額控除に関する経過措置（2割特例）の恒久化、免税事業者が市場取引から排除されることを防ぐため、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の延長、負担感の大きい一定規模以下の事業者の1万円未満の課税仕入れについて帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となる少額特例の恒久化、簡易課税制度の課税売上高の上限額については現在の5千万円からの引き上げやみなし仕入率の引き上げ、消費税納税者数及び申告事務の大幅な増加に対応するため確定申告期限について消費税が3月31日まで、所得税が3月15日までと異なっている期限を3月31日に統一、課税期間終了後2月以内を原則とし決算が確定できない期間を申告期限としている法人税及び消費税の確定申告期限を3月以内へ延長するなど負担軽減のための十分な支援策を講じるとともに、実態に応じた柔軟な運用が必要である。

併せて、農林水産物に限らず、事業協同組合が免税事業者から仕入れたものを共同販売する場合に、JA等と同様、事業協同組合が発行するインボイスによって仕入税額控除できるようにするなど、事業協同組合の共同事業に係る特例を創設することが必要である。

**(4) 少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置を恒久化するとともに、限度額を大幅に引き上げること。**

中小事業者の負担軽減や事業効率の向上を図るため、中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる制度について、令和8年3月末までの適用期限を恒久化するとともに、近年の物価高騰により、機械・設備等の価額が上昇していることから、対象資産の取得価額基準及び当該減価償却資産の取得価額の合計額を引き上げる必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

**(1) カーボンニュートラル投資促進税制を恒久化すること。**

2050年カーボンニュートラルの実現には、日本の企業の99.7%を占める中小企業による長期的か

つゆるやかな脱炭素化投資が必要不可欠である。産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を措置するカーボンニュートラル投資促進税制を恒久化し、長期にわたって対応を促進する必要がある。

**（2）研究開発税制を拡充したうえで、適用期限を延長すること。**

試験研究費の一定額について税額控除が適用される同措置について、中小企業が事業環境の変化に適応し、競争力を高めていくために、より実態に即した使い勝手のよい研究開発税制への拡充を図ったうえで、今年度適用期限を迎える措置について、延長する必要がある。

**（3）事業承継等に係る不動産取得税の特例措置を延長すること。**

中小事業者等が他の中小事業者等から事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画の認定を受け、事業譲渡を実施する場合に不動産の権利移転等に際して生じる不動産取得税を軽減する措置について、令和8年3月末までの適用期限を延長すること。

**（4）生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化・拡充すること。併せて旧暫定税率の見直しを含めたエネルギーコストの抑制対策を行うこと。**

燃料コストは、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与えている。生産・製造工程などで動力源として使用される軽油に係る軽油引取税の免税措置は令和6年度税制改正で適用期限が延長されたが、これを恒久化すること。また、課税免除の効果を地域経済や事業の活性化に波及させる観点から、対象となる設備機器や業種を拡充すること。併せて、軽油やガソリンに課される旧暫定税率の取扱いを含め中長期的なエネルギーコストの抑制対策を行うことが必要である。

**（5）廃食油等から製造されたバイオディーゼルと軽油を混和したバイオ軽油について、軽油引取税の課税免除措置を拡充すること。**

バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオエタノールを混和してガソリンを製造した場合には、当該混合分に免税制度が設けられている。しかし、軽油については、植物由來の廃食用油等から製造されたバイオディーゼルを混和された軽油については、国土交通大臣が指定する特定旅客輸送事業者等が鉄道車両の動力源の燃料として消費する場合に、当該混合分に免税措置が適用されることとなっている。バイオエタノールを混合したガソリンと環境へ配慮している点は同様であり、更なる普及促進を図るためにも、不正軽油等による脱税対策を講じたうえで、軽油引取税の課税免除措置を他の業種や用途で消費した場合にも適用拡大する必要がある。

**（6）中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。個人事業主の純損失の繰越控除期間について延長すること。**

中小企業の投資意欲を抑制し、経営の安定性を損なうことから、欠損金の繰越控除の利用を制限すべきではない。また、個人事業主の事業継続のために、原則3年（特定非常災害の指定を受けた災害より生じた純損失の場合は5年）となっている純損失の繰越控除期間について延長する必要がある。

**（7）外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。**

外形標準課税は、従業員給与に課税する仕組みとなるため、賃金を増加させた企業に対し課税を強化することになる。このことは、現在、政府が総力を挙げて取り組んでいる賃金引上げに逆行するうえ、赤字法人に対して新たな負担を強いることは、当該法人の事業継続に甚大な影響を与え、地域経済の活性化に逆行することとなる。法人事業税における外形標準課税を令和7年3月以前から資本金

1億円以下の中小企業へ適用拡大することには、断固として反対である。

(8) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。

減価償却制度の「定額法」への統一化は、前向きな設備投資意欲を大幅に削ぐだけでなく、資金繰りにも影響を与えることから、「定率法」を廃止することは反対である。

また、法定耐用年数の大幅な短縮や制度の簡素化により中小法人の負担を軽減し、新たな設備投資とそれに伴う新たな事業活動の促進を図り、中小法人の経営基盤を強化することが必要である。

(9) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。

留保金課税の適用拡大は、自己資本の充実を抑制し、投資資金の確保や資金繰りに大きな影響を及ぼすことから、中小企業・小規模事業者に適用するべきではない。

(10) 青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。

働き方の多様化を踏まえた公平な税制を構築するため、個人事業主の勤労性所得控除を認める税制上の仕組みを創設する必要がある。

(11) 青色申告特別控除額を引き上げること。

平成30年度税制改正において、給与所得控除が引き下げられた際に青色申告特別控除額も同額へ引き下げられた経緯がある。青色申告特別控除の引下げは、青色事業主の勤労性を認めた税制の実現が要望なされた過程で、青色申告特別控除が創設され、給与所得控除と平衡を保ってきたことに起因している。その経緯を踏まえると、令和7年度税制改正において、給与所得控除が引き上げられた際に青色申告特別控除額も引き上げられるべきであったが、据え置きであったため現行の青色申告特別控除55万円は65万円に引き上げる必要がある。

なお、現行の青色申告特別控除55万円は、イータックスによる申告等により控除額が10万円加算され65万円となる。給与所得額に対応して青色申告特別控除額55万円が65万円に引き上げられる場合は、イータックスによる申告等をした場合の控除額の10万円加算措置は維持されるべきである。

(12) 債却資産に係る固定資産税を廃止し、事業所税を廃止すること。

中小企業の前向きな設備投資を阻害することから、債却資産に係る固定資産税を廃止する必要がある。また、事業所税は廃止する必要がある。

(13) 印紙税を早急に廃止すること。

印紙税については、電子化の有無で課税に不公平感が生じている。経済取引のペーパーレス化が進展している中、紙を媒体とした文書のみに課税する印紙税は、合理性や公平性の観点から早急に廃止する必要がある。

(14) 個別消費税（ガソリン税、酒税、たばこ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、その他にガソリン税などの間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすことになるため、解消する必要がある。

(15) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。

車体課税については、自動車税と自動車重量税との二重課税の解消やEV等とガソリン・ディーゼル車とのなど自動車関係税を抜本的に見直し、事業者の負担軽減とユーザーの自動車離れの解消を図る必要がある。

(16) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。

会社計算規則や中小法人の会計諸規定において引当金の計上が求められている退職給付引当金、賞与引当金等については負債性が認められる必要経費であり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。そのため、法人税法上も損金算入を認める必要がある。

(17) **役員給与は原則、全額損金算入とすること。**

役員給与は職務執行の対価であることから、不相当なものを明示したうえで、原則として損金の額に算入する必要がある。

(18) **自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を現行の5年から3年に短縮すること。**

自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）を早期に償却できるよう、償却年数を現行の5年から3年に短縮する必要がある。

(19) **地球温暖化対策税の負担軽減措置を講じること。**

地球温暖化対策税が中小企業者の過度の負担増とならないよう、軽減措置を講じる必要がある。

(20) **補助金や助成金等は益金不算入とすること。**

利益返納制度を有する各種政策的補助金や、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や障害者雇用調整金等については、益金不算入とする必要がある。

(21) **倉庫用建物等の法定耐用年数を短縮すること。**

物流の中核を担う倉庫業者の経営の健全化及び経営基盤の強化のみならず、物流サービスの高度化に対応するため、倉庫施設の機能強化がより重要となっている。古い倉庫施設の建て替えや改修を促進するため、減価償却制度の見直しによって早期に投下資本の回収につなげる必要がある。

(22) **創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免や繰越欠損金の期間の延長など、創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。**

創業期は事業者にとって資金繰り等が厳しいことから、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免、繰越欠損金の期間の延長などの負担軽減措置を講じることで、創業を促進する必要がある。

(23) **中小企業の交際費課税の特例措置を恒久化すること。**

中小企業の事業活動に不可欠な交際費課税の特例措置(800万円まで全額損金算入可能)について、令和6年度税制改正で適用期限が延長されたが、恒久化する必要がある。

(24) **貸倒れに係る無税償却・引当基準を見直すこと。**

地域金融機関が中小企業・小規模事業者を支援するに当たって、引当・償却を適切に行うことは、金融機関の財務諸表の健全性を保つ上で非常に重要な役割を担っている。現状、税制上の貸倒れに係る無税償却・引当の範囲は極めて限定的であり、企業会計と税務上の取扱いに大きな差異が生じている。法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大する必要がある。

(25) **デジタル分野や生産性向上等に資する従業員教育を促進するための税制措置を創設すること。**

今後、労働人口が減少していく中で、DXの重要性は高まっており、「人への投資」を促進するため、中小企業が自社の従業員等に対して行うデジタル分野や生産性向上等に資する研修・教育訓練に対して、税制上の優遇措置を創設することが必要である。

(26) **特定の事業用資産の買換え特例（第3号）の適用期限を延長すること。**

国内にある土地等、建物または構築物で譲渡日を含む年の1月1日において所有期間が10年を超えるものを譲渡し、国内のある一定の土地等、建物等又は構築物を取得した場合に、譲渡益の一定割合の課税を繰り延べられる特例措置について、特に、倉庫施設等の買換えを行う場合に、事業者の負担

を軽減し物流拠点を適切な立地へと誘導する目的から適用期限の延長をする必要がある。

(27) **使用者が従業員等に食事を支給した場合の非課税限度額の引上げ又は撤廃を行うこと。**

使用者が、従業員等に食事を支給した場合に、従業員等が食事価額の50%以上を負担し、かつ、企業が負担した金額が月額3,500円以下の場合に、食事に係る所得税を非課税とすることができる。しかし近年、原材料費の高騰等の影響により、弁当の製造コストが上昇しており、その上昇分を価格に転嫁するにあたり、非課税限度額の3,500円が価格交渉のネックとなっている。そのため、直近の物価上昇の状況等を踏まえ、非課税限度額の引上げ又は撤廃を行う必要がある。

## **2. 中小企業の人手不足対応の強化**

(1) **中小企業向け賃上げ促進税制の更なる拡充措置等を講じること。**

積極的な賃上げや雇用増に取り組む中小企業を支援する観点から、令和6年度税制改正で賃上げ促進税制における賃上げ要件の拡大や上乗せ措置、繰越控除制度の創設等を講じられたところであるが、中小・小規模事業者は十分な価格転嫁が行えておらず、さらに大企業と中小企業間での賃金格差の拡大等により、原資が不足するにもかかわらず、最低賃金引上げへの対応等、賃金を引き上げざるを得ない状況にある。法人税額の控除上限(20%)の撤廃や増加率を設けず前年比増加のみでも対象となる枠の創設等の更なる拡充等、中小企業の賃上げに対する更なるインセンティブの付与が必要であり、制度の恒久化等の措置を講じる必要がある。

(2) **人材定着に有効な退職所得の優遇措置を維持すること。**

中小企業にとっては長期に勤めてもらうインセンティブや永年勤務した従業員への功労的な意味合いで退職金を支出していることから、従業員が実際に受け取る退職金が減少しないように、現行の退職所得の控除額を決定する算式を維持し、退職所得の優遇措置を維持するべきである。

(3) **中小企業の人材不足を深刻化させる所得税制の見直しを行うこと。**

いわゆる「年収の壁」が労働時間の短縮化(労働時間の調整)として中小企業の人手不足に拍車をかけている。税制における各種所得税制の年収の壁については昨年措置をされているが、上昇する最低賃金・物価高等に応じて、所得税制における各種控除が就労調整の原因とならないよう引き続き措置する必要がある。

## **3. 組合関係税制の強化**

(1) **公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。**

商店街のアーケードや緑地帯のある共同施設や事業用地など、公共・公益性の高い施設については、固定資産税の減免などの減税措置を行うことで、その設置を支援する必要がある。

(2) **組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。また、組合が組合員に土地又は建物を所有権移転登記する際の登録免許税に関する減免措置を復活すること。**

これまで中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や地域経済の活性化を図る役割を果たしてきた団地組合の役割・機能を維持するため、組合員の倒産等に伴う団地内の不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税、組合が組合員へ土地または建物を所有権移転登記する際の登録免許税を減免する必要がある。

(3) **企業組合において設立後5年程度法人税等を免除するなどの税制措置を講じること。**

成長分野や地域において活躍する若者、女性等の複数人による創業を促進するために、企業組合に対して設立後5年程度法人税等を免除する税制措置を講じる必要がある。

(4) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。

被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金は、中小企業組合の事業活動に必要な寄附金として、中小企業・小規模事業者が相互扶助の精神に則り、自助努力により再建を果たす取組みであることから、寄附金控除対象とする必要がある。

(5) 共有施設の維持管理を目的とする賦課金収入は益金不算入とすること。

地域インフラとして機能している中小企業組合の共有施設について、老朽化や管理のためのコスト上昇により、施設の維持が難しくなっている。例えば、商店街振興組合においては、飲食店の倒産廃業が増加しており、アーケード等の共有施設の維持管理費用の確保が困難となってきている。組合の共有施設の維持管理を目的とする賦課金収入を益金不算入とするなど特段の措置を講じる必要がある。

(6) 「特定地域づくり事業協同組合制度」において、立上げ期の財産基礎支援措置に係る税負担の軽減、税制上の特例措置を図ること。( 決議項目I-4-重点要望事項(4)にて同様の記載あり)

人口の急減に直面している地域における働く場の確保と人材確保のために「特定地域づくり事業協同組合制度」は有効であるが、労働者派遣事業を行うための基準資産額を満たすために、市町村から財産基礎支援を受けた場合に法人税が課されることで支援効果が薄れてしまう。当制度はより公益性の高い組織制度であることから、制度趣旨を踏まえた税制上の特例や優遇措置など、より柔軟な制度運用を可能とすることが求められる。

(7) 中小企業団体中央会が取得した土地に対する固定資産税・不動産取得税を非課税とすること。

中小企業団体中央会が取得した事務所及び倉庫については固定資産税・不動産取得税ともに非課税となっているが、土地については非課税となっていない。一方で、商工会議所・商工会が取得した土地は、固定資産税・不動産取得税ともに非課税となっており、組合等の中小企業連携組織への支援を通じて、国・県・市等の重要な中小企業施策を担っており、同じく中小企業・小規模事業者を支援する商工会議所や商工会と税の扱いを公平にする必要がある。

#### 4. 納税環境整備等

(1) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

中小企業支援策の効果を上げ、特に、地域経済を支える中堅企業の成長を後押しするために、法人税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、資本金額等による明確な基準を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法と同様の資本金3億円以下とするなど中小企業政策と整合性を持たせる必要がある。

### 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

#### 重点要望事項

##### (1) 「ものづくり補助金」について、継続・拡充・要件緩和の措置を講じるとともに、申請手続きの簡素化等に加え、フォローアップ支援事業における役割見直しとそれに伴う予算の拡充を図ること。

いわゆる「ものづくり補助金」は、製造業のみならずどの業種でも利用できることや、小規模事業者への優遇措置など、中小企業・小規模事業者にとって、生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっている。依然として事業者のニーズが高いことから、引き続き制度の継続を図るとともに、事業実施期間が確保され、切れ目のない支援ができるよう、本事業が複数年度にわたり安定的に実施がされること、具体的には期限の3年程度の延長と補助金額の増額が必要であると考えられる。

現在、基本要件として、賃上げ、給与支給総額の増加は必須条件となっているが、賃上げや給与支給は企業の売上と利益確保によるため、将来要件違反となるリスク回避のため事業チャレンジを見合わせる中小企業は少なからず存在している。事業実施中の急な退職や定年に伴う賃金引下げ等があった場合、給与支給総額が減額となるため伸び率に及ぼす影響が大きいという問題が発生している。補助金交付後の事業化状況報告において定められている達成条件について事業計画の最終年の翌年に報告する「給与支給総額」の要件が複雑かつ難易度が高いため、見直しを求める声が多い。

「地域別最低賃金+30円以上の達成」の条件についても、最近の政府の最賃大幅引上げ方針や賃上げの継続により、事業終了時の最賃額の上昇幅の見通しが非常に不透明となっている。制度導入時（2020年初頭）から比較してすでに相当程度金額上昇しており、「+30円」を例えれば「+10円」とする等の見直しが必要との声も多く聞かれる。

また、中小・小規模事業者の申請促進及び制度の公平な活用の観点から、補助率の引上げ（1／2から2／3）、従業員数による補助金上限額撤廃を小規模事業者が自ら申請できるような申請手続きや書類の簡素化等、要件の緩和や支援の拡充が必要である。

特に、申請の簡素化については、申請書類の作成は容易ではなく、申請書類作成能力に長けた従業員を有する中堅規模の事業者や、有償で専門家に作成を依頼する事業者が採択される状況にある。このため、作成が困難で、申請に躊躇していた小規模事業者からは、自ら作成可能な小規模事業者向けの簡易版申請書を求める声が多い。

フォローアップ支援事業（成果等の取り纏め）は全国事務局（サポートセンター）が担当しているが、地域事務局の管内に属する事業者に対する継続的な事後支援は補助事業の事業化を促進する観点からも非常に重要である。採択企業の販路開拓や販売促進、対象年度の拡充等、フォローアップ支援事業について、地域事務局による一定の関与が可能となるよう、フォローアップにかかる運用の見直しと追加的予算措置が必要である。

##### (2) 「中小企業省力化投資補助事業」について、要件の拡充及び事業者への対応が迅速にできる体制を強化すること。

中小企業・小規模事業者が持続的に成長するためには、継続的な課題である人手不足への対応が必要である。新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画では、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」で5カ年60兆円の支援が計画されている。賃上げを目的とする「中小

「企業省力化投資補助事業」は課題解決のための有効な措置として期待されているため、安定的かつ十分な予算措置を継続して講じるべきである。

事業遂行には、補助事業者に対する十分なサポートが必要であることはもとより、事業の利便性を向上させるための措置が必要になる。「カタログ注文型」では、カタログのラインナップを簡易かつ迅速な申請を行えるように改修することでさらに充実させるとともに、補助率のアップ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）、従業員数による補助金額上限の撤廃（一律 1,000 万円）を講じるべきである。

「一般型」では複雑な申請要件の改修、特に、返還要件の緩和等、制度の拡充や手続きの簡素化だけでなく中小企業者に分かりやすい制度にする必要がある。

なお、新しい資本主義実現会議における「省力化投資促進プラン」の実行のために、12 業種の省力化投資補助金の普及と活用促進による生産性向上が求められている。そのためには、各業種の協同組合向けの補助金説明会、申請サポートや、組合向けの支援制度を創設する等に予算措置を講じ、組合の組織力を使って全国津々浦々の中小企業者に制度を利用する機会を提供し、広く活用されるようにすることが必要である。

**(3) サプライチェーンの強靭化及び優越的地位の濫用による不公正な取引を防止し、下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底する策を講じ、厳正かつ迅速な運用を図ること。**

**① 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の運用強化及び違反行為に対する厳正かつ迅速な対処**

**② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費の価格転嫁の推進・徹底**

**③ パートナーシップ構築宣言の取組みの強化と遵守**

(※ 決議項目 I – 1 – 重点要望事項（4）にて同様の記載あり)

令和7年5月にこれまでの下請法が改正され、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が成立し、令和8年1月1日より施行される。未だ価格転嫁、生産性向上の過渡期にある中で、中小企業・小規模事業者の下請取引においては、価格据置きを含めた買いたたきによって適正な価格形成が困難な状況がみられる。特に「中小対中小」の取引においては、規模が小さい企業ほど適正な価格転嫁を実現できておらず、賃上げのための原資確保が極めて困難な状況にある。改正下請法（中小受託取引適正化法）においては、特定運送委託が対象取引に追加され、改正下請振興法（受託中小企業振興法）においては、多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨が追加された。こうした法改正は取引ルールの明確化と強化を図るものとなっており、については、法改正を契機とし、法の厳正かつ迅速な運用を図り、親事業者への指導・監督を強化するとともに、サプライチェーン全体での取引適正化のための取引環境の整備などの取組みや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費や原材料費の価格転嫁の推進・徹底が必要である。

また、中小企業・小規模事業者がエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化などに直面している中、大企業と中小企業がともに成長できる持続可能な関係を構築するため、国が創設した、「パートナーシップ構築宣言」に取り組む企業が増えている。当宣言は、サプライチェーン全体で

の共存共栄及び適正な価格転嫁の推進を図り、大企業と中小企業の公正な取引関係の構築を目指すものであり、宣言企業は下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、適正な取引を行うことを約束するものとされている。サプライチェーン全体が一体となって価格転嫁を促進していくため、パートナーシップ構築宣言をした企業（特に大企業）においては、宣言を遵守し、下請の立場にある中小企業・小規模事業者の価格転嫁に向けた環境づくりへの配慮が必要であるとともに、実効性を高めるためにも各事業所管官庁のリソースを活用した連携による面的な抑止効果の発揮が求められる。

生コンクリートの取引においては、従来、契約時の単価を基準とし、長期にわたる工事であっても価格が固定される「契約ベース」が一般的であったため、原材料費やエネルギーコストの高騰が生じた場合でも、価格転嫁が困難な状況が続いている。こうした中、令和4年以降、政府（経産省・国交省）による建設業団体への働きかけの結果、旧契約分も含め「出荷ベース」での取引へと価格転嫁が進むなど、一定の改善が関東圏などの一部地域において見られている。しかしながら、地方においては依然として、民間工事を中心に十分な価格転嫁がなされていないのが実情である。ついで、出荷時の単価を基準とした柔軟な価格変更が地方にも定着するよう、受発注者間の工事請負契約約款に出荷時の単価を採用する考え方を反映させるなど、国等は、官需はもとより特に地方の民間発注について、スライド条項が速やかに履行される仕組みを作り、浸透させる必要がある。

**（4）中小企業・小規模事業者における知的財産権の保護、侵害抑止の強化を図ること。  
加えて、知財総合支援窓口等のプロポーザルに際しては、価格基準のみならず、受託事業者の業務遂行能力等を十分考慮して選定を行うこと。**

「知的財産取引に関するガイドライン」は、知的取引契約に係る契約書の雛形としてあるべき姿が示されているが、法的措置を講じる位置づけではないため、知財侵害抑止の効果は不足していることから、何らかの法的拘束力を持たせる形式を整えることが必要である。

また、中小企業等が官公庁や大学等との間で仕事を進める過程では「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の趣旨を十分に踏まえ、その財産的価値について留意した契約内容となるよう努めることがより重要であるが、特に、地方自治体の担当者は数年で異動となり当該分野への理解が十分でないのが実情である。今後は、民間同士の取引範囲にとどまらず、民間（中小企業）と地方自治体・大学等との間で交わされる取引や契約が適正かどうか、中小企業側に過剰な負担を生じさせていなか、片務的な契約を強いていないか等々、政府内において総務省や文科省等は、中小企業における知的財産権の保護等に係る実情や課題等の現状を十分認識し、地方自治体や大学等に対し知財分野における公正な取り扱いを図るよう公正取引委員会とも連携し、指導を徹底することが重要である。

加えて、地方の中小企業が知的財産戦略の策定・実施に取り組むためには、地域の中核企業や大学等が綿密に連携したネットワークによる支援体制が不可欠であるにもかかわらず、知財総合支援窓口業務を十分な連携構築能力を有しない事業者が担うことで、機能不全が生じているケースが受けられることから、業務委託先の選定については、価格の低さのみならず、地域内での業務遂行能力等をもとに慎重に行うことが必要である。

## 個別要望事項

### 1. 中小製造業への支援拡充

**(1) 中小企業・小規模事業者のデジタル化及び生産性向上による社会的課題解決のための支援を強化すること。**（※ 決議項目 I－2－個別要望事項（1）にて同様の記載あり）

IT技術の進化に伴い、人々の消費行動が著しく変化しており、中小企業・小規模事業者が競争力を維持・強化するためにはクラウドサービスやビッグデータの活用等、IT技術を積極的に取り入れる視点で業務の変革を図ることが必要不可欠となりつつある。

今後、中小企業が新たな事業活動を行うにあたり、一般事務などへのIT技術の導入にとどまらずマーケティングや地域経済における人材不足の解消など、幅広い分野での活用が期待されているAIやIoTなどのDXについて、IT導入補助金等を継続・拡充するなど、中小企業が取り組みやすい施策を引き続き講じ、支援強化を図ることが必要である。

一方で、中小企業・小規模事業者においては知識や技術を有するデジタル人材が不在、若しくは不足しており、また取り組もうとしてもコストを負担できないなどといった諸課題も抱えていることから、中小企業・小規模事業者が社会的課題を能動的に解決し、持続可能な社会を実現し、円滑かつ適正に中小企業・小規模事業者のデジタル実装化を着実に進展させるためにも、デジタル人材及び専門家の育成支援やIT・クリエイティブ人材の地方移住を促す「デジタル田園都市」施策を強力に推進することが重要である。

**(2) ものづくり大国日本の再生に向けて、人材確保・定着対策を強化し、地場産業や伝統工芸品産業の存続・発展のための対策を講じること。**

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。伝統的工芸品産業においては、安価な海外製品の流入や生活様式の変化などにより販売量が減少し、後継者不足がさらに深刻化している。伝統的工芸品産業は産業規模として大きくはないものの、その地域の文化に大きな役割を担っている。しかし、厳しい経営環境のため、弟子を雇えない作家や職人が多く、若い作家の育成ができていない状況にある。

ものづくり大国日本の再生に向けて、公共職業訓練の拡充や技術・技能者の資格取得・教育訓練に対する助成を行う、伝統的工芸品産業支援補助金等の支援を継続・拡充する必要がある。また、ものづくり基盤を支える地場産業や伝統工芸品を守り、地域文化の存続・発展を図るために抜本的な対策を講じるとともに、業界の活性化と産業の振興を進める各産地の協同組合等への支援を引き続き行う必要がある。

**(3) 食品表示制度や精米時期表示の見直しを行うこと。**

食品表示制度について、中小企業において表示制度の変更は包材の更新等負担等が生じている。コーデックス規格と国内基準の整合性向上を図る上では、我が国の関連事業者が不利益を被らないよう留意する必要がある。これまでの表示基準の制定経緯を踏まえ、消費者の混乱や中小事業者への不利益を生じさせないように、表示基準は安定的に運用するとともに、コーデックス規格との整合性向上を図るうえでは、輸入品のみの利益とならないよう、我が国基準をコーデックス規格に反映させる必要がある。

また、精米時期表示は、現在「年月日表示」と「旬別表示」のダブルスタンダードとなっており、同一商品であっても納入先によって表示を変更しなくてはならず、商品生産ラインの確保が必要な状況となっている。誤納品を防ぐため等の人員の確保が必要となり、物流の簡素化、働き方改革の観点からも余裕をもった納品が出来るようにするために、精米時期表示の統一を行う必要がある。

**(4) 食品の安全管理に必要な衛生管理の導入に向けた支援策の拡充をすること。**

食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に義務づけられているなか、食品安全に関する認証はHACCP以外にも存在している。大手流通からは、HACCP以上の認証規格であるISO22000や、さらに上位のFSSC22000という認証が求められることができてきている。そのため、HACCPを始めとした食品安全管理に必要な認証制度への費用等の補助制度を創設する必要がある。

また、食品製造・加工現場における省エネルギー型の殺菌・加熱技術やIoT、AIを活用した冷蔵・物流の最適化システムの構築のほか、バイオマス素材や可食パッケージといった廃棄されないエコパッケージの開発など、食品加工・物流におけるカーボンニュートラルに寄与する製品、技術などの開発支援を講じる必要がある。

## 4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

### 重点要望事項

#### (1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減に必要な対策を強化すること。

不安定な国際情勢による原材料や輸送費の急激な価格高騰、電力料金の高騰が中小企業の経営を圧迫し続けている。国等では、コスト負担軽減策を講じているが、燃料価格激変緩和対策事業のうち、電気・ガスについては昨年5月で事業が終了、7月から電気・ガス料金支援が開始されるも3カ月間の限定措置となっており、今後については不明確である。このような状況の中では、中小企業は今後、さらにエネルギーに係るコスト負担が増し、経営を逼迫する状況にあることから、電気・ガス価格激変緩和対策等の恒常的な措置や省エネ対策補助金の拡充、トリガ一条項や暫定税率の取扱いなど、中長期的なエネルギーコストの抑制対策を行うことが必要である。また、原子力施設の安全稼働、風力、太陽光、地熱等を利用した再生可能エネルギー源の分散配置、蓄電池の普及促進等によるエネルギーの地産地消を進めるほか、FITによる買取り保証期間の延長、災害に強いエネルギー利用システムを構築することが必要である。また、LPガス以外の燃料を使用する事業用車輌を使用する全ての事業者を対象とするよう拡充することが必要である。

しかし、再生可能エネルギーの普及は多くの国民や事業者にとって過度な負担となっているため、再生可能エネルギー発電促進賦課金の引下げや一時停止などの措置を講じ、制度を抜本的に見直すことも必要である。

#### (2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るために、省エネ関連補助金の継続、拡充を図ること。

エネルギーコストの増大が中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しており、地域経済・雇用維持のためにも継続的な支援が必要である。「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」「省エネルギー投資促進支援事業」を継続するとともに、自然資本の保全・再生に積極的に取り組む民間の動きを後押しするインセンティブ等の支援策や、中小企業にとってわかりやすく利用しやすい脱炭素支援施策の拡充が必要である。

企業の設備更新を支援する施策として「省エネ・非化石転換補助金」が講じられているが、現行の制度においては、補助対象となる機器が「機械設計を伴うオーダーメイド機器」または「補助金執行団体が指定する機器」に限定されており、それ以外の既存機器や独自の省エネ対応設備は、補助対象とならない状況にある。企業が実情に応じた柔軟な設備更新を行い、より多くの事業者が本補助制度を活用できるようにするために、対象機器の範囲を拡大し、団体指定機器カテゴリの拡充を図ることが必要である。また、省エネ・非化石転換効果が認められる機器については、団体指定外であっても補助対象とする柔軟な運用が必要である。

#### (3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援策を講じること。

カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略は、ビジネスモデルや戦略を根本的に変革する産業構造の大変革となり、事業者の前向きな挑戦や変革が必要になることから、十分な周知を図るために、地域脱炭素ロードマップの策定やCO<sub>2</sub>排出量削減を目的とする設備投資を行った中小企業・小規模事業者の製品等（中間製品、サービスを含む）を、国及び地方公共団体等が優先的に購入（導入）すること、省エネ診断事業の強化、省エネ効果の高い設備やGX推進に資する設備への補助金や融資等の導入支援及びGXに関する技術・製品開発支援の強化・拡充するなど、脱炭素への取組

みが具体的に費用対効果として現れる環境の整備を実施し、見通しと挑戦がしやすい環境の醸成を促進する取組みを構築する必要がある。

加えて、適切な森林整備は、CO<sub>2</sub>吸収機能向上や花粉発生源対策、山地災害防止、自然災害対策等の国土強靭化、さらには地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐・主伐後の再造林や林道整備、リサイクル推進、木材需要拡大のために必要な支援を行うことが重要である。

#### (4) 老朽化した特別高圧受電設備の更新への補助金を創設すること。

組合で行う共同受電事業に必要不可欠な特別高圧の電気料金の軽減は「電力・ガス価格激変緩和対策事業」の活用により図られたものの、特別高圧受電設備の老朽化が進んでいる。しかし、修理に必要である部品の製造中止、価格高騰、発注から納品までのリードタイムの長期化など継続維持が困難であるため、共同受電設備の更新に係る費用を補助する施策の創設が必要である。

### 個別要望事項

#### 1. 各種環境対策への支援拡充

##### (1) 中小企業・小規模事業者におけるSDGsやカーボンニュートラルへの取組みを支援するための普及促進策、各種優遇措置とともに、中小企業組合等を通じた取組みへの支援の実施をすること。

SDGsやカーボンニュートラルへの取組みは、中小企業・小規模事業者にとって、具体的な目標設定や目標達成のための取組みを明確にすることが困難である場合が多い。自主的な行動を支援するためには、目標設定や目標達成のための必要な取組みを明確化するとともに、その取組みを認め支援を実施していくことが重要である。

中小企業・小規模事業者、中小企業組合が業界を通じた省エネルギー対策に積極的に取り組むことができるよう、「エコアクション21」や「J-クレジット」に関する事務手続きの簡素化や支援制度の更なる拡充など、認証取得を後押しする取り組みを強化する必要がある。また、国において中小企業等のSDGsへの取組みに対する認定制度を創設し、認定した企業等に対して各種補助金審査での加点項目化や入札参加資格での優遇措置など、支援策の構築が必要である。

CO<sub>2</sub>排出削減に向けた経営改善や生産性向上につながる再生エネルギーや省エネ設備、エネルギー利用の最適化につながるエネルギー・マネジメントシステムの導入等を後押しする設備補助等の支援施策を引き続き講じる必要がある。また、新たな地域振興の切り口として、SDGsやカーボンニュートラルなどをテーマに、洋上風力発電などのエネルギーの地産地消など、先進的な取組みを進める中小企業・小規模事業者及び中小企業組合に対する地域支援制度を創設するなど、国は積極的に支援することが必要である。

また、省エネ・省資源・リサイクル等の技術開発や販路開拓に取り組む中小企業に対する支援を行うとともに発電、節電、蓄電、省エネ並びにリサイクル設備の導入に関して必要な支援制度の更なる充実を図ることが必要である。

また、サプライチェーンが一体となって「パートナーシップ構築宣言」等を活用することによりカーボンニュートラルを達成する政策支援も必要である。

##### (2) 持続可能な社会の実現のため、廃棄物処理の推進につながる適正な対策の強化・拡充を行うこと。

製造後30年以上経過したキュービクルを始めとする古い電気機器には、P C Bが基準の0.5mg／kg (= ppm) を超えた濃度で汚染されているものがあり、低濃度P C B廃棄物の処分期間は、P C B特別措置法において2027年3月31日で終了する。

国（環境省等）では適正に処理するための分析費や処理費（1／2補助）、交換費（1／3補助）に対する一部を「低濃度PCB廃棄物処理支援事業」において補助しているが、小規模な中小企業においては自己負担の費用捻出が困難なケースがあり、処分期限までに対応できない恐れがあるため、補助率引上げの実施が必要である。

また、サーマルリサイクルや、ごみとして焼却処理されていた際に排出されるCO<sub>2</sub>を80%削減することができ、廃プラスチックを化学的に分解することで分解油や合成ガスなどの化学原料に戻し、再利用可能な土木・建築用資材のスラグや水素、メタノール、アンモニアなどが生成できるケミカルリサイクルへの転換と推進を図ることが、持続可能な社会の実現を加速する上で必要となるが、既存の焼却施設を利用して排熱やガスを回収することが可能なサーマルリサイクルと比較すると、ケミカルリサイクルは設備・運営等に膨大な経費が必要となることが普及の阻害要因となっている。そこで、ケミカルリサイクル（ガス化）施設を新たに計画、又は既存施設を利用する自治体への国の補助制度の創設や廃棄物の処理に係る実態調査、保管・廃棄及びリニューアルを含めた処理に対する費用の全額補助等が必要である。

**(3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置の必要最低限のものとなるような見直し、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならない万全の支援策の拡充を図ること。**

有害物質使用特定施設において、土壌汚染状況調査義務が拡大されることは、鋳物業やめっき業、クリーニング業などの中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えるものである。汚染の可能性が見込まれる具体的な土地毎に汚染調査の方法、費用、期間に不確定要因が多く、調査に踏み切れない事業者も多い。調査実施後も追加調査が必要となる等、変動要素も大きく、特に資金力の乏しい事業者は対策が取れないのが現状である。

また、事業場が狭隘な場合が多く、敷地内における自主調査は困難であり、操業しながらの実用的な汚染除去技術がないことや将来的に必要となる土壌汚染対策費用の確保が課題となっている。

中小企業・小規模事業者等が実態に即した対応ができるよう、要件緩和を含んだ助成制度をはじめとする大胆な財政支援措置を拡充する必要がある。

**(4) 給油所の経営の合理化に向けた多角化等支援策の拡充を実施すること。**

電動車へのシフトが予測される中で、中長期的には需要の縮小が見込まれる給油所の廃業等による減少が懸念されている。既存の給油所維持に係る設備投資負担が大きく、とりわけ人口急減地域での経営は、販売数量も減少し対応がきわめて困難を極めている。地方においては高齢化が急速に進み、地域の生活拠点としての役割が大きく、災害時においても燃料供給に大きな役割を果たしている給油所は、それぞれの地域において、なくてはならない拠り所となっているため、平時より給油所の積極的な活用、合理化に向けた継続的な支援をすることが必要である。

**(5) 再生資源の違法ヤードに対する国による法律の整備と、規制の実効性の確保を実施すること。**

再生資源の違法なヤードによる、盗難品の売りさばき、火災や騒音などの問題が全国で顕在化している。こうした業者は、法人税逃れや外国人の不法就労なども疑われ、違法な経営による手間やコストの削減で、買取価格をはじめとした競争力が高く、健全な業者こそが減少していく事態が懸念されるだけでなく、資源の海外流出に伴う国内産業の競争力低下につながるリスクを含んでいるが、現行法ではヤードを直接規制できず、各都道府県が規制条例を制定して対応しているのみであり、その実効性は十分ではない。そこで、税務署・警察・地方自治体が連携して立ち入り検査を実施できる体制を整備（法律等の制定等）するとともに、無許可・違法業者の把握に努めることが必要である。

## 5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

### 重点要望事項

#### (1) 地域に根差した商店街及び商業者が安定的な事業活動と経営課題に取り組むため、地域振興・まちづくりの担い手としての役割を軸に据えた包括的かつ中長期的な地域の商業支援策を講じること。

商店街及び個店を含む地域の商業者は、従来からの人口減少、顧客流出、ネット通販の普及、消費増税による購買意欲の低下、後継者不足等の様々な課題を抱えている。輸入燃料価格や天候不順による生鮮品等を中心とした全般的な物価上昇が地域消費に大幅な落ち込みをもたらし、依然として極めて厳しい業況が継続している。

しかし、そうした中でも地域の商業者は自身の経営面だけに留まらず、住民に安心・安全を提供し、地域生活の維持増進を図っていかねばならない。こうした中、地域での消費促進を図ることは急務であるため、電子地域通貨事業、プレミアム商品券、地域商品券事業、キャッシュレス還元事業、イベント開催、全国旅行支援等のキャンペーン事業の実施や自治体への補助を行うなどの消費喚起策を講じる必要がある。加えて、街路灯の整備、駐車場・駐輪場など公共施設の設置と補修、空き店舗対策等の実施費用も過重負担であり、既存建物の補修・改修等を含むハード面における環境整備は、今後のまちづくりや誘客向上の観点からも非常に重要であるため、支援策の拡充を求める。特に、老朽化したアーケード等の撤去・耐震補強や点検等に伴う支援策は、自然災害がいつ何時発生するか分からない現状にあっては早急な対応が必要である。

また、各地の商業者は様々な地域社会の課題を共有し、地域の魅力向上やまちづくりの役割をかねてから担っている点にも大きな特徴を持つが、「大規模小売店舗法」廃止による競争過多から中心市街地であっても苦境に陥る状況も多く見受けられる。しかし、こうした業況にあっても商業者は買い物弱者に対する生活利便性の維持提供に伴う宅配・出張販売・送迎等に尽力している。よって、売上・集客促進に向けた積極的なイベント展開事業支援をはじめ、IT・AI・IoTを導入助成等の必要性は増しており、そのためにも商店街や共同店舗の持つ「地域コミュニティの担い手」としての公的な役割を改めて確認することは重要であり、こうした理念に基づいた包括的な支援施策が今こそ求められている。

過年度に実施された「地域商店街活性化事業」（にぎわい補助金）、「商店街まちづくり事業」のような有効な施策の再実施や「全国旅行支援」の継続、さらに共通商品券制度の利用緩和措置等も重要であり、急増するインバウンド需要獲得の一環としてもそれらの支援が必要である。

また、（インバウンド対策と一対を成す）オーバーツーリズム対策も喫緊の課題となっており、大手ECサイトへの出店補助等も含め、激変する商業環境への多様な支援強化が重要である。

さらに、こうした施策効果を向上させるための前提として、地域の商業者と連動する中心市街地の活性化や事業者ニーズにも的確に応えていくことが従来以上に求められており、そのためにも専門家や中央会等の支援機関による「伴走支援」の拡充、補助金等対象要件の緩和、申請負担軽減等を行う必要が増している。

#### (2) 設備投資の増進や各種手数料負担への支援策を強化・拡充すること。

商業・商店街においても人手不足や後継者難、空き店舗への呼び込み等、労働力に関する課題は山積しており、商業活動を円滑に運営する上で様々な最新設備やオートメーション・省力化（ス

マートレジや配膳ロボットの導入等) の推進、さらにキャッシュレス決済システムの普及は重要な施策である。

しかし、設備投資に当たっての経費負担やキャッシュレス化に伴う決済手数料が要因で容易に導入できない事業者も多いため補助金の拡充・支援はもとより、「省力化投資補助金」など補助金申請プロセスの簡素化といった事業者目線に立った支援策を講じることが一層求められる。また、引き続き、就労者のミスマッチ解消に向けた支援や特定技能外国人への就労ガイダンスの強化を行うことも必要である。

## 個別要望事項

### (1) 卸売業及び卸商業団地が健全に発展していくため、卸団地組合の機能の向上に向けた支援策を強化・拡充すること。

卸売業においては、流通構造の激変や小売店の減少等により市場規模は縮小し、また一方で「中抜き」や電子商取引の進展等の従来課題のほかに、原油・物価高騰の影響で仕入価格や輸送コストが大幅に増加するなど非常に厳しい経営を余儀なくされている。卸売業及び卸商業団地が流通業務の効率化・高度化などに対応しながら健全に発展していくためには物流機能や品揃え能力の強化、情報システム化などの総合的な経営革新の取組み支援が求められる。

また、卸団地組合は総じて施設の老朽化が進み、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物の処理、遊休資産の増加、組合員格差の拡大など様々な課題を抱えている。加えて、当該地区には流通業務市街地の整備に関する法律の指定を受けた施設しか設置できない制限が課せられている。今後、組合員の業態変更や事業の多角化を阻む要因とならないよう、卸団地組合の機能の向上や資産の有効活用を図ることができる施策を講じる必要がある。

### (2) 「商店街組合」に対する支援を拡充すること。

行政庁から認可を得た商店街組合は、日頃から住民生活向上に資する地域社会・経済活動に貢献しており、また、これまでも「にぎわい補助金」や「商店街まちづくり事業」等の受け皿や積極的な利活用を通じて、施策実現の重要な担い手ともなっている。引き続き、今後も商店街組合のそうした役割・機能を拡大させるためにも補助金申請手続きの簡素化等、更なる支援が必要である。

### (3) 大規模小売店舗等の商店街組織への加入・協力を促すための条例やガイドライン等の制定を促進すること。

「大規模小売店舗法」が平成12年に廃止されて以降、中心市街地や商店街では大型店やチェーン店等の出店・撤退による空洞化が進み、地域の歴史や文化、コミュニティの喪失など、まちの賑わいが失われつつある。また、近年は大手ネット通販業者の著しい伸長もこうした動きをさらに加速させている。今後も中心市街地を活性化し、まちの賑わいを創出していくためには、地域コミュニティを構成する商店街、大型店、チェーン店等が連携して行動することが不可欠である。

このため、「大規模小売店舗立地法」の改正が求められるほか、中心市街地等への出店・撤退に当たっては、地元住民、商店街、自治体等と協議や合意形成を行うことが求められる。他方、大型店、チェーン店等の協力は地域・商店街の活性化にも不可欠であることも踏まえつつ、商店街組織への協力を促すための地域貢献条例やガイドライン等の制定も併せて促進することが望まれる。加えて、大手ネット通販事業者等に対し、実店舗で事業を営む中小小売業者等と税制面等で不公平感が生じることがないよう、適正な情報提供を義務づけるなど、規制の強化又は運用の厳格化を図る必要がある。

**(4) 「中小卸売業振興法」(仮) を制定すること。**

卸売業は製造業と小売業の間のハブとして、社会コストの大幅な削減に貢献してきたが、近年は小売店の減少等により市場規模の縮小傾向が続き、卸売業の中抜きや電子商取引の進展といった従前からの経営課題に加えて、ウクライナ情勢による原油・物価高騰の影響で仕入価格や輸送コストが大幅に増加するなど、一層厳しい経営環境に置かれている。現在、「中小小売商業振興法」が施行・運用されている一方で、卸売業に対する振興法は実現しておらず、商店街をはじめ地域商業の発展には卸売業と小売業の一体化が不可欠であり、物流機能の強化を図るためにも卸売業に関わる振興法の制定を求めるものである。

**(5) 「流通業務市街地整備法」の改正を行うこと。**

流通業務施設（トラックターミナル、貨物駅、倉庫など）の計画的な立地を推進することによって、流通機能の向上と道路交通の円滑化を図るために昭和41年に制定された同法は、流通業務地区を指定し、該当地区内では流通業務施設等以外の施設建設を制限することを定めているが、制定から約50年が経ち、既に現在の商業・流通環境と齟齬を来している内容も多い。従って、現行法における業種制限等の廃止、卸商業団地において異なる業種・業態の誘致や用途拡大等、現在の経営環境に見合ったかたちで組合や商業者の資産有効活用が図れるような制度改正が求められる。

**(6) 大規模自然災害等を想定した耐震強化・設備支援策を講じること。**

近年、多発する地震・水害等の自然災害や感染症拡大等による影響などにより、各地の商業者の経営基盤が脆弱になっていることを踏まえ、商業関連建物の耐震強化支援に加えて、来るべき大規模災害を想定した発電機設置など緊急用設備の導入支援も併せて重要となっている。

## 6. サービス業支援の強化・拡充

### 重点要望事項

#### (1) 高速道路の利用促進やデジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実等、総合的な物流対策の更なる強化と労働環境への支援を継続して講じること。

物流・流通業界の様々な経営環境の困難は燃料費高騰や人手不足に改善の見込みが見えないことに加えて、現場事業者レベルでの自助努力にも限界があり、継続する物流量も増加傾向にあるなか、自動化技術やロボット導入の支援強化はもとより、社会全体の設計ビジョンとしてのモーダルシフトを国・行政を上げて推進していく必要がある。

具体的には、現場レベルの労働環境改善のためのDX化やAIなどのデジタル技術導入、ドライバーの賃金に対する助成や休憩施設等の増設と整備、運賃の転嫁促進、人材確保支援、共同配送ネットワーク組成による効率化、また高騰する燃料費等の円滑な価格転嫁を実現する指導・監督体制の強化や環境変化に対応した各種支援策を早急に講じることが求められる。

また、流通や物流にとって不可欠なインフラである高速道路は、地域全体の経済発展や災害発生時の救援作業にも重要な役割を果たしているが、現状を鑑みると長期化する物流コストの大幅な上昇と燃料価格の高騰、人手不足などによって収益の圧迫も継続していることから、利用にも抑制が掛かっている状況がある。加えて、高速道路の用地代金相当分を料金算定（償還対象）から除外することや車両単位割引の更なる充実等も必要であり、通行料金の引下げはもとより、幅広く継続的な利用促進策を図っていくことが必要である。

加えて、若年者等へのドライバー免許取得・定着支援や自動車整備技能者への訓練拡充、外国人材の活用促進も喫緊の重要課題であり、ソフト面における支援も早急に求められる。

#### (2) 国内外の幅広い消費喚起策や誘客促進等支援に加えて、インバウンド需要獲得と供給力増進に向けた対応・対策を講じること。

近年、内外を問わず旅行者・観光客の動きが活発化しており、需要の増大が見られる一方、全般的な物価上昇や供給不足によって収益の低下圧力は依然として非常に強く、また各地で頻発する自然災害や天候不順等も需給バランスの不安定化を招いており、業況は予断を許さないままである。

不安定要素が多いサービス業の消費動向において、拡大傾向が継続する観光関連産業（旅行業、飲食業、運送業、小売業等）、接客業、イベント関連業における需要・売上の確保は重要な柱であり、少しでも収益上昇を図ることで経営安定化に結び付けられるような持続的な消費喚起を促すとともに、今後も様々な支援策を行っていくことが必要である。

具体的には国内の観光客に対して「ふっこう割」、「地域共通クーポン」、「プレミアム商品券」や「全国旅行支援」等の消費促進、高速道路料金の無料化、交通機関運賃（新幹線、フェリー、バス等）割引等による需要喚起策は重要であり、組合や事業者に対しても、時期に合わせた集客イベント開催にかかる補助・支援の拡充、社会インフラの機能も担うタクシーやバスなどの旅客運送への支援措置の強化・拡充が求められる。

また、海外からの観光客に対しては、日本各地の魅力発信や訪日ハードルを緩和してインバウンド需要の獲得に繋げる施策を実施することは重要であるが、オーバーツーリズムによる消費急増が需給ギャップを拡大させている現状に鑑み、各事業場の更なるデジタル・オートメーション化、省力化支援等による供給力の増進策が一層求められる。それとの関連では、インバウンドの急増が地

域住民の生活環境に不安を生じさせる一端にもなっていることから、その需要を確実に取り込むための人材の確保・育成支援と海外旅行者に対する国内マナーの普及啓発とのバランス・両立が求められており、中長期の観点でも過度に集中傾向にある需要の分散化と平準化を促していくことは国全体の施策として重要である。

## 個別要望事項

### (1) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、規制緩和等の対策を講じること。

高速道路料金の「大口・多頻度割引制度」は、中小・小規模流通・物流業者をはじめ、多くの事業者の輸送コスト低減に寄与している。一方、中小企業・小規模流通・物流事業者は、人手不足と人件費の上昇、燃料代の高騰等の大幅なコスト増によって経済環境が悪化の一途を辿り、収益の悪化が慢性化している現状にあって、「大口・多頻度割引制度」を実施している組合にあっては条件を満たすことができず、割引の減額、あるいは割引が無くなるケースが発生している。

引き続き、「大口・多頻度割引制度」における契約者単位を維持することは重要であり、1台の月額平均利用金額を「3万円超」から「2万5千円超」に引き下げることが求められる。また、近年は「自動車運送業者の高速道路料金割引の臨時措置」がなされているが、一部の車両への措置に留まっていることから、国民生活と経済活動を支えるライフラインとしての機能を維持し続けるため、全ての車両に対する深夜割引等も含めた利用促進措置を適用するなど、支援策の強化、また将来的な恒久化も望まれる。

### (2) 事業協同組合に一律に科される高速道路料金の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

平成29年4月から車両制限令等違反取締隊及び自動計測装置による高速道路の軸重に係る違反等車両制限令違反に対する取締りが強化され、一定以上の累積点数を重ねた事業協同組合に対して一律にETCコーポレートカードの割引停止措置が科されることになっている。

事業協同組合の中で割引停止措置が科される組合員が生じた場合、割引を前提とした運行計画を既に組んでいる違反とは無関係の多くの組合員の経営をもさらに脅かす事態を招く一因ともなっている。そのため、組合全体に一律に割引停止措置を連帶責任として科すのではなく、当該違反者のみが割引停止となるように制度を見直すことが早急に必要である。

### (3) 大規模災害に備えた支援策の拡充と情報提供システムの構築を支援すること。

現在、国では「耐震対策緊急促進事業」を実施しているが、対象となる建築物は一部に留まっている。近年は大規模な自然災害が各地で頻発しており、旅館・宿泊事業者は宿泊客や地域住民等の命を守ることはもとより、避難場所としての役割も担い、そのためには平時からの備えが必要不可欠であることから、耐震対策に加えて旅館、ホテル及び共同店舗等への経済面も含めた包括的な災害対応支援を行う必要がある。

また、地域行政の主導による「災害状況提供専用サイト」の開設も喫緊の課題である。地域の情報に疎い旅行者の安全確保を目的とし、近隣避難場所の確保・誘導に加えて非常時の情報収集を円滑に行えるような専用サイトを構築することが必要であり、行政の予算措置と事業者等との適切な連携が求められる。

## 7. 官公需対策の強力な推進

### 重点要望事項

(1) **自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や発注時期の前倒しを実施するなど、官公需の弾力的な運用の強化をはかるとともに、官公需適格組合等を積極的に活用すること。併せて、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への平常時からの優先発注等のインセンティブ付与を積極的に講じること。**

国際社会情勢の不安定化に加え、物価や労務費の上昇による影響で厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者にとって、官公需の受注は、経営基盤安定に極めて有効な手段である。

国等の発注に当たっては、地域社会の一員として、地域経済の牽引役であり、雇用の創出、納税、社会貢献活動などへの参画等非常に幅広い役割を担っている地元の中小企業及び官公需適格組合を積極的に活用するとともに、自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約の実施や発注時期の前倒しなど、官公需施策の弾力的な運用に努める必要がある。

特に、官公需適格組合は地域の実情に精通しており、地域を網羅した組織力を活かした迅速な対応が行えるため、自然災害等の緊急時にライフライン等の復旧、平時からの防災意識も高く、各種救済対策の実施において、大きな役割を果たしている。地方公共団体等と救済支援など防災協定の締結やB C Pを策定している組合も多数存在していることから、地域に対する貢献活動等を積極的に評価し、このような防災協定締結組合等に対しては、平時から安定的な供給能力を確保するため、随意契約等による優先発注等のインセンティブ付与に努める必要がある。

(2) **物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁の強化を推進するとともに、国及び地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう周知・指導を徹底すること。**

「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、官公需の価格交渉・転嫁について、「受注者から申出がなくとも国等から年1回以上の協議を行うこと」と新たに明記されるとともに、協議を行う担当職員向けに周知徹底することが要請された。予算や前例等を理由に価格転嫁の交渉に応じないといった事象が発生することが無いよう、「国等の契約の基本方針」と同様の方針を全ての地方公共団体においても制定するよう国から要請するとともに、国及び地方公共団体などの全ての発注機関において適正に運用されるべく、周知・指導を徹底することが必要である。

(3) **予定価格の積算は、原材料費や労務費上昇を適確かつ速やかに反映するとともに、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分を確実に盛り込むなど、予定価格の見直し、受注後の契約金額の変更及び入札参加機会の確保のため、迅速かつ柔軟な対応を図ること。**

予定価格の積算は、国際社会情勢の不安定化に加え、原材料・エネルギーの価格高騰、最低賃金額の大幅な引上げなどの影響を受けており、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努める必要がある。

特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価については、調査機関の設計価格の設定期間を短縮し、予定価格に適確かつ速やかに反映させる必要がある。また、人材が確保しづらい労務の単価に

については、国土交通省・農林水産省が毎年10月時点で施行中の公共工事に従事する建設技能労働者の賃金支払実態を調査する「公共工事設計労務調査」のほか、厚生労働省が公共工事だけでなく民間工事も含めた建設技能労働者の毎年6月分の賃金支払状況を調査する「賃金構造基本統計調査」をもとに算出しているが、両調査は、調査母集団や調査時期の違い等により結果である設計単価や経費率が異なることから、調査方法及び額の決定方法を統一するよう見直すべきである。加えて、市況の変動が激しい燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、賃金改定に合わせて人件費上昇分のほか、感染防止対策経費も追加可能とするなど、予定価格を見直して発注することが必要である。

また、併せて受注後に原材料等の価格が高騰した場合に、スライド条項を適用するための手続きの簡素化を図る必要がある。

また、働き方改革関連として企業が週休二日制に取り組む際の必要経費の計上については、令和2年4月1日以降入札工事から現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数が導入されたが、現場従業員の労働環境改善（男女別施設・設備の設置等を含む。）に関する費用についても、適切に計上し、労働力確保を促進する必要がある。

#### **（4）少額随意契約の意義を広く正確に広報し、積極的な活用に努めるとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額の継続的な見直しを図り、実勢価格に応じたより一層の引上げを行うこと。**

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。しかしながら、今なお、随意契約の意義を正確に理解していない発注機関や一般消費者も多い。

また、財務省においては、オープンカウンター方式を少額随意契約が可能な場合に活用される競争性を確保した随意契約の一方式とする位置づけをとっているが、少額の契約案件において当該方式の活用がスタンダードとされた場合、ダンピングが生じる要因となることが懸念される。地域経済社会を支える中小企業・小規模事業者の生業の維持を図る上でも、少額随意契約の意義を改めて広く正確に広報する必要がある。随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化につながることから、慎重な対応は改めるべきであり、積極的な活用が必要である。

また、少額随意契約の基準額等については、地方自治法施行令の改正により、令和7年4月1日より、工事又は製造契約であれば、都道府県及び指定都市は400万円に、財産の買入れは300万円に引上げがなされたが、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも原材料費や人件費の上昇及び消費税等を勘案の上、実勢に適合した額（例えば、工事又は製造であれば、都道府県及び指定都市は400万円から500万円以上へ）に更なる引上げを行うよう、継続的な見直しを図る必要がある。

#### **個別要望事項**

##### **（1）「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。**

官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び目標比率は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込まれている目標数値であり毎年閣議決定されている項目

である。国等が発注する官公需を受注することは、中小企業・小規模事業者の健全な利益確保のほか、技術力・信用力及び経営基盤の強化につながることから、契約目標を確実に達成するとともに、継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保する必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められている各府省庁における策定事項や実績等の措置状況を広報するだけでなく、その施策の効果を検証し、不足事項について改善を図る必要がある。

(2) 地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務づけ、契約実績の確保に努めること。

地方公共団体は、官公需法において、国に準じた施策を講じるよう努めなければならないとされている。については、地方公共団体に対しても国等と同様に、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務づけ、契約実績の確保に努める必要がある。

(3) 適正な納期や工期などについては、中小企業・小規模事業者が対応できるための配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促すよう周知徹底を図ること。

中小企業庁では、各府省等、都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対して、官公需の発注に当たり、中小企業・小規模事業者に対して、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払いや適切な予定価格の見直し等を要請しているが、全ての地方公共団体にも要請文書を発出するなど周知を図るとともに、納期や工期については、中小企業・小規模事業者の現場に最大限配慮するなど、柔軟に設定する必要がある。

(4) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。

地方公共団体も含めた発注業務については特に年度末近くに集中しており、多くの中小企業・小規模事業者の現場では深刻な人手不足と相まって、長時間労働により疲弊している状態にある。そのため、発注機関は、中小企業・小規模事業者の現場の実態を考慮し、長時間労働の是正につながる意識改革、発注業務の仕組みの改革に努めるため、施工時期の平準化目標値を設定するなど、工事、物品・役務とともに納期・工期の設定における発注の平準化に努める必要がある。

(5) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。

官公需適格組合は、地域の中小企業・小規模事業者によって構成される専業者集団であるが、昭和42年の制度創設から50年以上経過しているが、国等、都道府県及び市区町村の発注担当者はその制度を含め官公需適格組合に対する十分な認識や理解が進んでいない状況が多く見受けられることから、全ての地方公共団体等の発注窓口に対して、官公需適格組合制度について周知を徹底するとともに、競争契約参加資格審査に当たっては、「総合点数の算定特例制度」の一層の活用に努める必要がある。

地域の事業に精通する官公需適格組合が受注することは、受注後の円滑な事業遂行、雇用創出の効果、納税、コスト削減が見込まれるため、地域の中小企業・小規模事業者の経営基盤に繋がることから、地域の持続的発展に寄与する活動を日々展開している官公需適格組合に対してより一層の受注拡大を図る必要がある。

また、毎年、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」が開催されているが、近年はWEBによる官公需施策等の説明会となっている。都道府県内の官公需適格組合や発注機関が集まる唯一の機会であるため、意見交換の場を設け、発注者及び受注者の課題把握に積極的に努めるとともに、その課題の改善に向けて取り組む必要がある。

(6) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。

官公需において、地域中小企業の競争落札は、地域産業の活性化及び経済拡大に大きく寄与するが、域外の大手事業者などの参入により価格競争面などで不利な状況にある。また、下請企業の価格引下げ等のしわ寄せもあるため、下請企業の適正な収益確保の観点から地域中小企業の優先落札、社会課題に対し、積極的に取組みを行っている官公需適格組合について官公需発注における評価制度を設けることが必要である。

(7) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。

低価格による発注は、不良工事や事故等の危険性も高めるだけでなく、労働者や下請企業を圧迫し、中小企業・小規模事業者の経営基盤を脅かしかねない。また、人件費比率が高い役務提供、物品等の購入ではコストを無視した著しい低価格による落札が行われており、さらには品質の低下を増長するものである。官公庁の入札に際して、適正価格での受注、品質確保、安全管理など適正な施工を確保するためにも国等は「最低制限価格制度」を導入する必要があることに加え、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用する必要がある。

(8) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。

公共事業の発注や物品及びサービスの調達等において、分離・分割発注は実施方法によってはコスト縮減につながり、大手元請企業の中間搾取を排除し、工事・サービス等納入物件の質的向上を実現することから、適正な分離・分割発注を行い、中小企業・小規模事業者等の受注機会の確保に努める必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている「商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努める」ことについて、十分な実績及び事例を示す必要がある。

(9) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう、周知徹底を図ること。

著作権等を含む知的財産権は、納品物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにもかかわらず、譲渡や利用が無償で行われるなど、利用目的・期間等が仕様書や契約書に明確に記載されていないことがあるため、権利範囲が特定されない実態がある。受注した事業者に不利益が生じないよう著作権等を含む納品物については、発注者と受注者間の共通した理解の上、書面で契約等を締結するよう、周知徹底を図る必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から令和2年度から「コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める」という表現がされているが、総務省・経済産業省が令和6年度に行った調査結果では、知的財産

権の帰属先を発注者としている自治体が多く、特に市区町村で顕著である。令和7年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、コンテンツ版バイ・

ドール契約の活用の促進について明記されたことを踏まえ、国等及び地方公共団体の担当者に対し、知的財産権の適切な取扱いの推進につながるよう、積極的かつ網羅的な周知徹底を図る必要がある

(10) **官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。**

官公需適格組合に対して、組合員から監理技術者等を在籍出向させることが平成28年より試行され、令和5年4月より国土交通省土地・建設産業局建設業課長による在籍出向可能範囲の確認(申請)が不要になるなど、一部運用改善が行われた。

官公需適格組合の組合員企業の受注機会を確保・増大につながるよう、官公需適格組合の実態に配慮した要件緩和(①集団要件における経営事項審査要件の廃止、②施行時要件における下請方式を認める)を行い、積極的かつ実効ある運用に努めることが必要である。

(11) **「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。**

中央会に設置されている「官公需総合相談センター」には、環境負荷の低減・事業承継・技能者育成等多様な観点からの相談が寄せられている。「官公需総合相談センター」の体制整備やきめ細かな官公需相談業務を強化するため、予算措置を講じる必要がある。

(12) **官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。**

政府調達は公正性、透明性、経済性、履行の確実性の4大要請の原則に基づき、一般競争入札を幅広く適用し、安価で品質の高い行政サービスの維持に貢献してきたが、新たな挑戦を必要とする政策課題への対応や民間の技術革新の創出などの観点から改善の余地が大きいとされている。新たな挑戦によって、技術革新を取り込む政策領域（グリーン、デジタル等）においては、戦略的自律性と戦略的不可欠性を保持・獲得するための産業・技術基盤の充実を同時に進め、取り組む必要がある。また、長期購入契約の発想を取り入れ、中小企業・小規模事業者を長期購入契約の対象に拡大する必要がある。